

令和3年度

(令和2年度事業対象)

忠岡町教育委員会 点検・評価報告書



令和3年9月
忠岡町教育委員会

はじめに

平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され（平成20年4月施行）、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定されました。

この規定により、平成20年4月1日から、すべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられました。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされました。

忠岡町教育委員会は、この規定を受け、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について報告書をまとめるとともに、これを公表します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

目 次

I 忠岡町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書	
1. 目的	1
2. 点検・評価の方法	1
3. 外部評価委員（学識経験者）の知見活用	2
II 忠岡町教育委員会の教育行政・教育財政	
1. 教育行政	3
2. 教育財政	7
III 事務事業評価シート	
1. 令和2年度事務事業シート一覧	8
2. 個別シート	10
3. 評価委員の意見（外部評価）	32
【資料編】	
• 忠岡町教育大綱	資料1
• 忠岡町教育基本方針（令和2年度学校園における指導の方針）	資料2
• 教育委員会の組織と事務局職員（令和3年4月1日現在）	資料17
• 教育委員会事務局事務分掌	資料17
• 忠岡町教育委員会事務の管理及び執行の状況に関する点検及び 評価のための教育委員会評価委員設置要綱	資料20
• 忠岡町教育委員会事務事業点検・評価実施要領	資料21

I 忠岡町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書

1. 目的

教育委員会は、首長から独立した立場で、地域の学校教育、社会教育等に関する事務を担当する行政機関として、すべての都道府県及び市町村等に設置されている行政委員会です。

その役割は、専門的な行政官で構成されている事務局を様々な属性を持った複数の委員による合議により指揮監督し、中立的な意思決定を行うものとされています。

教育委員会が、教育に関する事務の執行状況を点検・評価することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たし、信頼される教育行政を推進することを目的としています。

2. 点検・評価の方法

(1) 「忠岡町教育委員会事務事業点検・評価実施要領」に基づき、教育委員会が選定した事務事業ごとに、その「必要性」「有効性」「効率性」について基本的な評価を行い、これをもとに今後の方向性として総合評価を行いました。

(2) 評価基準

①基本評価（必要性・有効性・効率性）の基準は次のとおりとする。

評価基準	評価の視点	評価
必要性	<ul style="list-style-type: none">・ 町が関与する妥当性はあるか。・ 町民ニーズはあるか。・ 時代の変化に適應しているか。	左記の内容について、5段階で自己評価を行う。
有効性	<ul style="list-style-type: none">・ 目標どおりの成果がでているか。・ 他に類似事業はないか。・ 単位当たりコストは妥当か。	
効率性	<ul style="list-style-type: none">・ コスト削減の余地はないか。・ 負担割合は適正か。・ 最小の経費で最大の効果を挙げているか。・ 同種の事務事業を実施している自治体や民間企業と比べて手法は効率的か。	

②総合評価（今後の方向性）の基準は次のとおりとする。

総合評価	理 由
S：拡 充	十分な事業水準にあり、かつ将来への必要度も高く、今後も拡充が必要
A：継 続	一定の事業水準にあり、今後も更なる効率化を図りつつも、現在の事業水準を維持
B：要検討	事業の必要性はあるが、その手法・執行体制等の課題を整理し検討が必要
C：要改善	課題が明確であり、今後、改善に取り組む必要がある
D：廃 止	事業を廃止（または休止）する

令和2年度事務事業評価については、通常事業分13事業、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連事業として9事業の合計22事業についての評価を行い、うち20事業がA評価、2事業がB評価となっています。（各事業の詳細については、8ページ以降に掲載）

また、評価シートの決算額及び予算額欄に「うち特定財源」「うち一般財源」欄を新たに設け、各事業における町財政への影響が把握できるようにしました。

3. 外部評価委員（学識経験者）の知見活用

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定に基づき、点検・評価の実施及び報告書の作成に当たっては、外部評価委員より総合的な観点からご指導・ご助言をいただきました。新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の観点から昨年度に引き続き、書面での開催となりました。

忠岡町教育委員会評価委員名簿

氏 名	備 考
山岡 利夫	薫英学園評議員、薫英学園かおり幼稚園長
吉美 学	大阪体育大学教育学部准教授兼教職支援センター次長

Ⅱ 忠岡町教育委員会の教育行政・教育財政

1. 教育行政

(1) 教育委員会

教育の中立と教育行政の安定性を確保し、教育・文化の振興を図るため、忠岡町の教育に関する業務は、町長から独立した行政委員会である教育委員会が担っています。

忠岡町教育委員会は、教育長と5人の委員で構成されています。教育長は教育行政に関する識見を有する者のうちから、委員は教育学術及び文化に関する識見を有する者のうちから、それぞれ議会の同意を得て町長が任命します。任期は教育長が3年間、委員が4年間です。

(2) 教育委員

令和2年度

氏名	職名	最初の就任年月日	任期満了日	備考
富本 正昭	教育長	平成27年4月1日	令和3年3月31日	
中村 吉治	委員	平成21年7月1日	令和5年9月30日	職務代理: 平成28年11月28日～
安明 明子	委員	平成22年10月1日	令和4年9月30日	
井手 和代	委員	平成23年10月1日	令和5年9月30日	
新田 哲也	委員	平成29年1月1日	令和6年12月31日	
谷野しづこ	委員	令和2年4月1日	令和6年3月31日	

(3) 教育委員会議

教育委員会議は毎月開催しています。令和2年度は定例会議を12回、臨時会議を1回、議案19件、報告36件を審議承認しています。各会議の議決案件等は次のとおりです。なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、書面開催となった会議もありました。

開催日	区分	議案番号	審議議案・報告事項
令和2年4月27日	定例会	11	忠岡町立忠岡中学校生徒指導主事等の任命について
		12	令和2年度忠岡町立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の任命等について
		13	令和2年度忠岡町立義務教育諸学校教科用図書選

			定委員会への諮問について
		14	忠岡町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について
		報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・行事等報告について ・町立各学校園保育所行事について ・忠岡町教育委員会事務局所属職員の異動について ・令和2年度忠岡町一般会計予算（教育関係）について ・忠岡中学校卒業生（第72期：令和2年3月卒業）進路状況について
令和2年5月27日	定例会	報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・行事等報告について ・町立各学校園保育所行事について
令和2年6月26日	定例会	報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・行事等報告について ・町立各学校園保育所行事について ・令和2年第2回忠岡町議会定例会議案教育委員会関係事項について
令和2年7月20日	定例会	15	忠岡町教育委員会事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価のための教育委員会評価委員の委嘱について
		報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・行事等報告について ・町立各学校園保育所行事について
令和2年7月29日	臨時会	16	令和3年度使用中学校教科用図書の新採択について
		17	令和3年度使用小学校教科用図書の新採択について
令和2年8月24日	定例会	報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・行事等報告について ・町立各学校園保育所行事について
令和2年9月23日	定例会	18	令和3年度大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）の参加について
		報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・行事等報告について ・町立各学校園保育所行事について ・令和2年第3回忠岡町議会定例会議案教育委員会関係事項について
令和2年10月20日	定例会	19	忠岡町教育委員会点検・評価報告書について
		20	忠岡町文化会館運営委員会委員の委嘱について
		21	忠岡町文化会館運営委員会への諮問について
		報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・行事等報告について ・町立各学校園保育所行事について
令和2年11月24日	定例会	報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・行事等報告について ・町立各学校園保育所行事について

			<ul style="list-style-type: none"> 令和2年第3回忠岡町議会臨時会議案教育委員会関係事項について
令和2年12月22日 (書面開催)	定例会	22	令和3年忠岡町教育委員及び教育委員会関係諸行事について
		23	令和3年度全国学力・学習状況調査への参加について
		24	令和3年度忠岡町立小・中学校教職員人事基本方針について
		報告事項	<ul style="list-style-type: none"> 行事等報告について 町立各学校園保育所行事について 令和2年第4回忠岡町議会定例会議案教育委員会関係事項について
令和3年1月25日 (書面開催)	定例会	1	教育長の臨時代理事項について
		報告事項	<ul style="list-style-type: none"> 行事等報告について 町立各学校園保育所行事について
令和3年2月24日	定例会	2	<p>令和3年度第1回忠岡町議会定例会議案教育委員会関係事項について</p> <p>案件1 専決処分の承認を求めることについて (令和2年度忠岡町一般会計補正予算(第12号))</p> <p>案件2 忠岡町教育長の任命について</p> <p>案件3 忠岡町適応指導教室条例の制定について</p>
		報告事項	<ul style="list-style-type: none"> 行事等報告について 町立各学校園保育所行事について 令和2年度町立各学校園保育所の卒業式・卒園式について 令和3年度市町村教育委員会に対する指導・助言事項について
令和3年3月26日	定例会	3	令和3年度忠岡町教育基本方針について
		4	忠岡町適応指導教室条例施行規則の制定について
		5	令和3年度中学生チャレンジテストへの参加について
		報告事項	<ul style="list-style-type: none"> 行事等報告について 町立各学校園保育所行事について 令和3年度町立各学校園保育所の入園式・入学式について 令和3年第1回忠岡町議会定例会議案教育委員会関係事項について

(4) 総合教育会議

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4の規定に基づき、町長と教育委員会（教育長及び教育委員会委員）で構成される会議です。教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している町長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るものです。

回数	開催日	議題
	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み開催しませんでした。	

(5) 教育委員の活動状況

・研修会等

事業名	開催日・場所	内容
	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み開催しませんでした。	

・教育委員の関係行事等への参加

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、成人式を除くすべての行事への参加を取りやめました。

実施日	内容
令和3年1月11日	成人式（職務代理1名のみ参加）

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取り組みが社会全体に大きな影響を及ぼし、年度当初から全国一斉休校園が行われたことや、様々な行事・イベントの中止など、教育行政においても大きな影響があった1年でした。町教育委員会としては、国や大阪府とも連携の上、学校などの公共施設における感染拡大防止のため消毒液や各種備品等の購入を始め、GIGAスクール構想のための1人1台タブレット端末の年度内導入を進めるなどの対応も併せて行って参りました。また、社会教育関連の行事等についても中止が相次ぐ中、成人式については、初めて2部制を導入し、入場者の制限を行うなどの感染予防対策を図りながら実施いたしました。

令和3年度においても新型コロナウイルス感染症の終息には先が見通せない状況ではありますが、引き続き子ども達の安全確保と教育活動の保障を両立させるべく、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

2. 教育財政

(1) 教育関係費の推移

下表は平成28年度の決算額を基準の指数とした、過去4年間の決算額を各項目別に比較しています。
(単位：千円、百円単位四捨五入値)

	H28 (決算額)	指数	H29 (決算額)	指数	H30 (決算額)	指数	R1 (決算額)	指数	R2 (決算額)	指数
児童福祉費 (A)	470,981	100	495,162	105	770,356	164	553,332	117	609,483	129
教育費総額 (B)	613,266	100	675,271	110	691,413	113	527,215	86	613,146	100
教育総務費	116,728	100	123,743	106	120,790	103	122,477	105	122,875	105
小学校費	213,886	100	236,208	110	87,132	41	118,085	55	189,005	88
中学校費	60,785	100	62,032	102	58,574	96	64,066	105	87,410	144
幼稚園費	94,206	100	93,978	100	91,752	97	95,832	102	79,714	85
社会教育費	116,929	100	149,376	128	324,095	277	118,261	101	126,873	109
保健体育費	10,732	100	9,934	93	9,070	85	8,494	79	7,269	68
※総務管理費 (D)									126,315	
一般会計 (C)	6,411,292	100	6,515,585	102	6,839,293	107	6,657,378	104	9,198,507	143
A + B / C	16.9%		18.0%		21.4%		16.2%		13.3%	
A + B + D / C									14.7%	

※総務管理費については、令和2年度において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業費が創設されたため、教育委員会関連経費のみを計上している。

※児童福祉費(A)は、児童措置費及び児童遊園費を除く。

Ⅲ 事務事業評価シート

1. 令和2年度事務事業評価シート一覧

事業名	所属	総合評価	掲載頁	備考
(仮称)東忠岡地区認定こども園整備事業	教育みらい課	A	10	
就学前施設給食費助成事業	教育みらい課	A	11	
地域子育て支援センター事業	教育みらい課	A	12	
東忠岡小学校第2体育館解体撤去工事	教育みらい課	A	13	
学ぶ楽しさを育む推進事業	学校教育課	A	14	
あすなろ未来塾事業	学校教育課	B	15	
外国青年語学指導員配置事業	学校教育課	A	16	
忠岡町英語教育推進事業	学校教育課	B	17	
小学校スクールカウンセラー配置事業	学校教育課	A	18	
忠岡町きめ細やかな指導のための講師配置事業	学校教育課	A	19	
文化会館運営方針見直し事業	生涯学習課	A	20	
スポーツセンター空調設備改修工事	生涯学習課	A	21	
団体補助金の返戻	生涯学習課	A	22	

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連事業

事業名	所属	総合評価	掲載頁	備考
図書カード配布事業	教育みらい課	A	23	
小中学校給食費助成事業	教育みらい課	A	24	
新型コロナウイルス感染症対策事業	教育みらい課	A	25	
適応指導教室整備工事	教育みらい課	A	26	
学習等への支援事業	学校教育課	A	27	
学校行事等感染予防対策事業	学校教育課	A	28	
公立小中学校教育用コンピュータ整備事業	学校教育課	A	29	
指定管理者協力支援事業・自粛要請に応じた文化芸術等への協力金事業	生涯学習課	A	30	
公共施設感染予防対策事業	生涯学習課	A	31	

2. 個別シート

事務事業評価シート

事業名	(仮称) 東忠岡地区認定こども園整備事業		所属	教育みらい課
根拠法令・条例・要綱等	建築基準法、地方財政法			
総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略		
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます		
	基本施策	1-1 生きる力を培う学校教育の推進		
	施策展開の方向	(1) 幼児教育の充実		
事業概要	平成28年8月「忠岡町就学前教育・保育に関する基本方針」、平成29年3月「忠岡町幼保一体化推進基本計画」、平成31年3月「(仮称) 東忠岡地区認定こども園整備基本計画」を策定し、令和5年4月の開園に向け、東忠岡地区におけるこども園化を進めて行く。		令和2年度決算額	
			35,706,000円	
期間、成果目標の有無等	令和元年度から令和5年度まで 成果目標は、令和5年4月に認定こども園の開園、令和5年8月に子育て支援センター及び広場の開設		うち特定財源 19,600,000円	
			うち一般財源 16,106,000円	
事業目的	就学前の子どもに関する教育、保育等の一体的な取り組みと、子育て支援の充実を図るため、幼保の連携・一体化について取り組む。		令和3年度予算額	
			310,000,000円	
事業実績	令和元年度、敷地測量を完了。令和2年度、実施設計、都市再生整備計画、新園舎周辺樹木伐採を完了。		うち特定財源 310,000,000円	
			うち一般財源 0円	
評価項目		評価	評価に対するコメント	
必要性	町の関与の妥当性	4	東忠岡地区におけるこども園化において必要な事業である。	
	町民ニーズの傾向			
有効性	類似事業の有無	4	東忠岡地区におけるこども園化において必要な事業である。	
	単位当たりコストの妥当性			
効率性	コスト削減の余地	4	事務量・事務処理時間等を勘案すると、効率的に処理されている。	
	負担割合の適正度			
総合評価	評価	A	東忠岡地区におけるこども園化において必要な事業であり、令和元年度から行っていた実施設計が完了したので、令和3年度にこども園整備工事に係る入札執行の準備ができた。	
	理由			
今後の方向性	令和4年9月に新園舎完成予定。同年10月より幼稚園・保育所の園舎として共用を開始し、令和5年4月から東忠岡地区認定こども園として開園し、最終的に子育て支援センター及び広場を併設する予定で、令和5年8月、東忠岡地区認定こども園として供用を開始する。			

事務事業評価シート

事業名 就学前施設給食費助成事業	所属 教育みらい課
------------------	-----------

根拠法令・条例・要綱等	忠岡町就学前施設給食費助成金交付要綱
-------------	--------------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	2 人にやさしい健康福祉の地域をつくります
	基本施策	2-2 子育て支援の充実
	施策展開の方向	(4) 保育サービスの充実

事業概要	町内在住者で町内の就学前施設に通っている3歳児から5歳児の給食費を町の独自施策として全額負担することにより保護者負担の軽減を図るとともに、子どもの健やかな成長の促進及び子育て支援の推進を図る。	令和2年度決算額
		23,722,125円
期間、成果目標の有無等	令和元年度から継続中 成果目標は、保護者負担の軽減を図り、子育て支援を充実させる。	うち特定財源 0円
		うち一般財源 23,722,125円
事業目的	就学前の子どもの健やかな成長の促進及び子育て支援の推進を図るため、就学前施設において提供される給食費を助成する。	令和3年度予算額
		33,027,000円
事業実績	町立東忠岡幼稚園82人、町立東忠岡保育所86人、チューリップ保育園63人、ピープル忠岡チャイルドスクール98人の計329人（令和3年3月時点）の就学前施設に通っている町内在住の子どもに対して給食費を助成し、子どもの健やかな成長の促進及び子育て支援の推進を図ることができた。	うち特定財源 0円
		うち一般財源 33,027,000円

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	4	町が就学前（3歳児～5歳児）の子どもの給食費を負担することにより保護者負担を軽減し、子育て支援の一端を担っている。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	4	町が就学前（3歳児～5歳児）の子どもの給食費を負担することにより子育て支援の一端を担っている。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	4	幼稚園、保育所で給食費の徴収が不要となるため幼稚園教諭や保育士の負担が軽減されることにより、子育て支援の一端を担っている。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	就学前（3歳児～5歳児）の子どもの給食費を負担することにより保護者負担の軽減により子育て支援の一端を担っているため。

今後の方向性	今後も引き続き、就学前（3歳児～5歳児）の子どもの給食費を無償化することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減及び子育て支援の充実を図っていく。
--------	---

事務事業評価シート

事業名 地域子育て支援センター事業	所属 教育みらい課
-------------------	-----------

根拠法令・条例・要綱等	児童福祉法、子ども・子育て支援交付金
-------------	--------------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	2 人にやさしい健康福祉の地域をつくります
	基本施策	2-2 子育て支援の充実
	施策展開の方向	(3) 地域における子育て支援の推進

事業概要	住民が安心して子どもを産み育て、子育てに喜びを感じることができる地域社会を形成するため、子育てを地域社会全体で支援する拠点を設けることにより、子どもの健やかな育ちを促進し、豊かな人間性、豊かな心を育む。	令和2年度決算額
		17,668,000円
期間、成果目標の有無等	平成16年度から継続中 成果目標は、町内の子育て環境の充実を図る。	うち特定財源 11,778,666円
		うち一般財源 5,889,334円
事業目的	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不安についての相談指導、子育てサークルの支援の実施により地域の子育て家庭に対する育児を支援する（チュールリップ保育園、ピープル忠岡チャイルドスクールの2園で実施）。	令和3年度予算額
		17,668,000円
事業実績	チュールリップ保育園の子育て支援センターでは、各種講座を開催し延べ1,769名が参加した。また、ピープル忠岡チャイルドスクールの子育て支援センターでは、各種講座を開催し延べ1,750名が参加した。	うち特定財源 11,778,666円
		うち一般財源 5,889,334円

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	4	認定こども園を開設するには子育て支援センターを併設することが要件となっており、また、子育て支援センターは地域の子育て家庭にとってなくてはならないものとなってきている。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	4	月齢の低い親子が安全で快適な遊び場を求めている利用が増えている。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	4	地域子育て拠点事業は、国の補助事業でセンター型として事業を実施している。
	負担割合の適正度		

	評価	理由
総合評価	A	認定こども園を開設するには子育て支援センターを併設することが要件となっている。また、町内に月齢が低い親子が安全に遊べる場が少ないため快適な遊び場を求めて子育て支援センターを利用する住民が増えているため。

今後の方向性	忠岡地区に2つの認定こども園があり子育て支援センター事業を行っている。今後は、東忠岡地区に認定こども園を建設し、子育て支援センターを併設することにより、忠岡町における子育て環境の充実を図っていく。
--------	--

事務事業評価シート

事業名 東忠岡小学校第2体育館解体撤去工事	所属 教育みらい課
-----------------------	-----------

根拠法令・条例・要綱等	建築基準法、地方財政法
-------------	-------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます
	基本施策	1-1 生きる力を培う学校教育の推進
	施策展開の方向	(6) 学校教育環境の充実

事業概要	経年劣化し使用していない東忠岡小学校第2体育館を解体撤去し児童の安全を図るとともに、当該地を東忠岡幼稚園及び東忠岡保育所児童の仮園庭として確保する。	令和2年度決算額
		42,856,000円
期間、成果目標の有無等	令和2年度のみ 成果目標は、経年劣化し使用していない施設の撤去	うち特定財源 35,200,000円
		うち一般財源 7,656,000円
事業目的	経年劣化し使用していない東忠岡小学校第2体育館を解体撤去し、跡地を東忠岡地区認定こども園整備工事期間中、東忠岡幼稚園及び東忠岡保育所児童の仮園庭として確保する。	令和3年度予算額
		0円
事業実績	経年劣化している東忠岡小学校第2体育館の撤去が完了し、児童の安全が図られた。また、東忠岡地区認定こども園整備工事期間中の、東忠岡幼稚園及び東忠岡保育所園児の仮園庭を確保することができた。	うち特定財源
		0円
		うち一般財源
		0円

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	4	施設を解体撤去することにより小学校児童の安全が図られているとともに、当該施設の跡地を認定こども園整備工事期間中、幼稚園及び保育所児童の仮園庭として確保することにより保護者ニーズに応えるとともに子どもの健やかな成長に寄与できる。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	4	経年劣化し使用していない施設であるため解体撤去することが妥当である。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	4	経年劣化し使用していない施設であり今後利用する予定もないことから、改修工事を行うより解体撤去することが妥当である。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	経年劣化している施設を解体撤去することにより小学校児童の安全を図るとともに、当該施設の跡地を認定こども園整備工事期間中、幼稚園及び保育所児童の仮園庭として確保し保護者ニーズに応えるとともに子どもの健やかな成長に寄与できるため。

今後の方向性	東忠岡小学校第2体育館の跡地を、令和5年7月まで東忠岡幼稚園及び東忠岡保育所の仮園庭として使用し、その後は、小学校の校庭となることにより、校庭が広がることから児童のより一層の健康保持や運動確保の充実が図られる。
--------	---

事務事業評価シート

事業名 学ぶ楽しさを育む推進事業	所 属	学校教育課
------------------	--------	-------

根拠法令・条例・要綱等	忠岡町学ぶ楽しさを育む推進事業実施要項
-------------	---------------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます
	基本施策	1-1 生きる力を培う学校教育の推進
	施策展開の方向	(2)「確かな学力」を培う義務教育の推進、(3)「豊かな人間性」を培う義務教育の推進

事業概要	小学校に非常勤講師を配置し、学習や学級活動において、学級担任と連携して、よりきめ細やかな指導・支援を行う。	令和2年度決算額
		3,106,440円
		うち特定財源 0円
		うち一般財源 3,106,440円
期間、成果目標の有無等	平成27年度から継続中。 成果目標—学校アンケート等による落ち着いた学習環境への肯定的な回答割合の増加及び基礎的・基本的な内容の確実な定着。	令和3年度予算額
		3,143,000円
		うち特定財源 0円
		うち一般財源 3,143,000円
事業目的	小学校低学年（1・2年）において、落ち着いた学習環境の提供と基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る。	
事業実績	教員OBを非常勤講師として配置したことで、年度初めの不安定な子どもたちに対し、適切な支援により落ち着きが見られており、豊かな人間性を育てていく上における土台づくりにもなっている。また、よりよい学習環境が早期に整えられるとともに、学習内容によりつまずきが見られる子どもへの早期対応により、学習に対する意欲・関心が高められた。	

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	4	基礎的・基本的な学力の定着を図るとともに、自ら学ぶ姿勢や学習意欲を育てる学習指導を推進する上で、低学年への非常勤講師配置によるきめ細やかな指導・支援は必要である。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	4	低学年に特化した事業であり、落ち着いた学習環境づくりや児童の学習意欲等を高めるなど成果が出ている。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	4	非常勤講師の報酬に関しては、府の非常勤講師と同額であり、専門的な知識や経験が必要な人材の確保の面からも適正であると考えます。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	非常勤講師を継続して配置することで、落ち着いた学習環境づくりや児童の学習意欲等を高めるなど成果が出ているため。

今後の方向性	非常勤講師を低学年（1・2年）に配置し、丁寧な指導・支援により、就学前からのスムーズなつながりを図るとともに、基礎・基本の定着や授業の構造化の基礎を確立し、中学年・高学年への確かな学力の定着を今後も継続して図っていく。
--------	---

事務事業評価シート

事業名 あすなろ未来塾事業	所属 学校教育課
---------------	----------

根拠法令・条例・要綱等	忠岡町あすなろ未来塾事業実施要項
-------------	------------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます
	基本施策	1-1 生きる力を培う学校教育の推進
	施策展開の方向	(2)「確かな学力」を培う義務教育の推進、(7)家庭や地域の教育力の活用

事業概要	平成28年度より、町立小学校4年生～6年生児童の希望者を対象に本事業をスタートする。平成29年度において、対象を拡充し、町立小学校4年生～6年生児童の希望者及び町立中学校1年生～3年生生徒の希望者を対象に、小学生には土曜日の午前に算数を、中学生には土曜日の午後に数学と英語を、全国学習塾協会から派遣された私塾講師により年間40回実施。令和2年度より小学校3年生から対象をさらに拡充。	令和2年度決算額 4,260,520円
		うち特定財源 4,196,520円 うち一般財源 64,000円
期間、成果目標の有無等	平成28年度から継続中。 成果目標－アンケートによる参加児童生徒及び保護者の肯定的な意見の割合の増加。	令和3年度予算額 4,141,000円
	忠岡町文化会館において、子育て支援の一環として、土曜日に、忠岡町立小・中学校に通う児童生徒に対し、学習の場を開設し、学習機会の拡充を図る。	うち特定財源 4,141,000円 うち一般財源 0円
事業実績	令和2年度は、新型コロナウイルス感染防止の観点から6月末より実施。実績として、小学生67名、中学生13名、合計80名が受講。年度末に実施した保護者対象のアンケートでは、「学校の授業がよくわかるようになった」と言っている」という項目に対して、肯定的な回答（64.6%）が得られ、また児童生徒対象のアンケートでは、「この塾に通うようになって、学校の授業がよくわかるようになった」という項目に対して、肯定的な回答（88%）が得られた。	

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	4	全国学力・学習状況調査の結果等から、学力差が顕著に見られる。学校以外に、学習の場を開設し、学習機会の充実を図り、自ら学び続ける力を身につけることは必要である。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	3	児童生徒のアンケート結果からも、予習を中心に学習する機会を設けることが、学校での学習につながっていることが伺える。一方で、土曜日実施という事もあり、社会体育やクラブ活動の活動時間との兼ね合いもあってか、年々、中学生の受講人数が減っていることが課題である。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	3	受講人数が減ってきていることから、一定の経費で最大の効果を挙げるための手立てが必要である。
	負担割合の適正度		

	評価	理由
総合評価	B	受講人数が減っているため。(H30 小学生96名 中学生36名、R元 小学生51名 中学生27名、R2 小学生67名 中学生13名)

今後の方向性	全国学力・学習状況調査において学力差が顕著であることが伺えるが、こうした学力差はかなりの早期から生じていると考える。したがって、令和2年度より、対象を町立小学校3年生からに拡充し、早期での学習機会の拡充を図り、より多くの子どもたちに学習習慣の定着を図っていく。また、令和3年度より、受講人数の少ない中学生を集団個別学習形式で実施することで、コスト削減を図っていく。引き続き、自ら学び続ける力が身につくことが出来るよう支援していく。
--------	---

事務事業評価シート

事業名 外国青年語学指導員配置事業	所屬 学校教育課
-------------------	----------

根拠法令・条例・要綱等	忠岡町招致外国青年任用規則
-------------	---------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます
	基本施策	1-1 生きる力を培う学校教育の推進
	施策展開の方向	(2) 「確かな学力」を培う義務教育の推進

事業概要	語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）により、外国青年を雇用し、小・中学校での英語教育の充実を図る。	令和2年度決算額
		3,800,000円
期間、成果目標の有無等	小・中学校については、平成27年度から継続中。成果目標－英語及び外国語活動に関するアンケートの肯定的な回答割合の増加。	令和3年度予算額
		3,940,000円
事業目的	外国青年語学指導員（ALT）を配置することにより、子どもたちが身近に英語に触れる機会を設けるとともに、小・中学校におけるつながりのある英語指導法を確立する。	うち特定財源
		0円
事業実績	校内で子どもたちがALTと違和感なくコミュニケーションをとれる子どもが増えていく。また、平成27年度より、英語科の中学校専科教員とALTが関わることにより、英語に親しむ・英語を学ぶ継続性のあるカリキュラム作成につながっている。	うち一般財源
		3,940,000円

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	4	小学校3・4年生において外国語活動、5・6年生において外国語が実施され、小・中学校におけるつながりのある指導法の確立が必要である。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	4	小学校では、3・4年生の外国語活動において担任と連携し、中学校では、1年生の英語において担任と連携して授業を実施している。英語に親しむ点、小・中学校のつながりを図る上で効果的である。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地負担割合の適正度	4	専門的な資格を有する人材の確保の面からも適正である。

	評価	理由
総合評価	A	ALTを配置することで、英語に親しむ機会を増やすことにつながり、児童生徒の外国語（英語）に対する興味関心につながっているため。

今後の方向性	今後も、ALTの配置により、英語に親しみ、外国語（英語）に触れる機会を増やし、主体的に英語を学ぼうとする児童生徒を増やしていく。また、小・中学校における外国語活動・英語教育をより推進するために、学校教育において系統立てた指導法の確立をめざしていく。
--------	--

事務事業評価シート

事業名 忠岡町英語教育推進事業	所属 学校教育課
-----------------	----------

根拠法令・条例・要綱等	忠岡町英語教育推進事業実施要綱
-------------	-----------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます
	基本施策	1-1 生きる力を培う学校教育の推進
	施策展開の方向	(2) 「確かな学力」を培う義務教育の推進

事業概要	○英語体験セミナー ・英会話イーオンより派遣された外国人講師による町立幼稚園・保育所・子ども園の5歳児対象に年間6回の体験セミナー実施 ・株式会社ECCより派遣された日本人講師及び外国人講師による町立小学生1年生～4年生の希望者を対象としたイングリッシュレッスンの提供 ○英語教育推進事業（英会話イーオンより派遣された日本人講師による小学校教員への指導・助言。中学校教員への助言） ○英語検定受験料補助事業（年1回の受験料全額補助事業。準会場（忠岡中学校）での実施。）	令和2年度決算額 707,450円 うち特定財源 0円 うち一般財源 707,450円
期間、成果目標の有無等	平成28年度から継続中。忠岡中学マイワーク・スベリングコンテストは平成30年度から実施、令和元年度終了。就学前の体験セミナーは令和2年度終了。成果目標－イングリッシュレッスンや英語体験セミナーの参加人数の増加、英語検定受験料補助事業の受験者数・合格者数の増加。	令和3年度予算額 2,245,000円
事業目的	令和2年度の新学習指導要領実施にともない、小学3・4年生において週1時間の外国語活動が、小学5・6年生において週2時間の英語科が実施される。また、大学入試における英語のテストが「読む・聞く・書く・話す」の4技能において実施されることが検討されている。このような状況を鑑みて、小学校・中学校の子どもに、英語への興味・関心を高め、英語を学ぶ意欲向上及び国際理解推進につなげる事業を展開する。	うち特定財源 192,000円 うち一般財源 2,053,000円
事業実績	・令和2年度のイングリッシュレッスン、就学前の英語体験セミナー及び外部講師による英語指導法セミナーについては、新型コロナウイルス感染防止の観点から中止。・生徒の英語力把握のための判定テストを中1～中3対象に実施。・英語検定受験料補助については、第1回は英検が中止になった場合、返金補償がないため受付を行わず、第2回、第3回の本会場での実施分のみ受付を行った。忠岡中学生59名が補助を受け、3名は私費で複数回受験。忠岡町在住の忠岡中学校以外の中学生、高校生、専門学校生、大学生は31名が補助を受け、受験。3名は私費で複数回受験。	

	評価項目	評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性 町民ニーズの傾向	3	英語検定受験料補助については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、英検が中止になった場合を想定し、受付を第2回と第3回のみ行ったが、ニーズはある。（H30 197名、R元 198名、R2 96名）
有効性	類似事業の有無 単位当たりコストの妥当性	4	英語検定受験について、忠岡中学生の3級の合格率が令和元年度よりも上がっている。（H30 56.4%、R元 58.7% R2 88.9%）
効率性	コスト削減の余地 負担割合の適正度	3	就学前の英語体験セミナーは令和2年度までの実施とし、また、令和3年度から、イングリッシュレッスンの対象者を小学1年生と小学2年生にすることで、コスト削減を図る。

総合評価	評価	理 由
	B	英語検定補助のニーズはあり、3級の合格率も大きく上がっているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染防止の観点から、イングリッシュレッスンや就学前の英語体験セミナーが中止となったため。

今後の方向性	イングリッシュレッスンを小学1・2年生を対象に実施し、学校において、小学3・4年生で外国語活動を、小学5・6年生で外国語を実施し、小・中学校における外国語活動・英語教育をより推進し、学校教育において系統立てた指導法の確立をめざしていく。
--------	--

事務事業評価シート

事業名 小学校スクールカウンセラー配置事業	所属	学校教育課
-----------------------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	忠岡町立小学校スクールカウンセラー配置事業実施要綱
-------------	---------------------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます
	基本施策	1-1 生きる力を培う学校教育の推進
	施策展開の方向	(4) 健やかな心と体づくりの推進

事業概要	財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士の資格を有する者で、小学校スクールカウンセラーとして職務を遂行するために必要な熱意、識見を有する者を採用する。 1校当たり1日につき6時間とし、年間25回程度配置し、児童、保護者、教職員等からの相談及びそれに対する助言を行う。 小学校スクールカウンセラーは、大阪府より中学校に配置されているスクールカウンセラーと連携を図る。	令和2年度決算額 1,643,760円
		うち特定財源 795,000円 うち一般財源 848,760円
期間、成果目標の有無等	平成23年度から継続中。成果目標一相談件数をふまえて相談体制をつくり、不登校、暴力行為等の課題解決に向けて、児童及び保護者への支援を図る。	令和3年度予算額 1,695,000円
	小学校における不登校、暴力行為、いじめ、児童虐待等の課題解決に向けて、町立各小学校にスクールカウンセラーを配置し、問題を抱える児童及びその保護者への支援を図る。	うち特定財源 811,000円 うち一般財源 884,000円
事業実績	各小学校にスクールカウンセラーを年間25回配置。相談件数は、延べ523件。子どもや保護者からの相談だけでなく、教員からの事例相談により、子どもへの早期対応とともに、健やかな心と体づくりの推進につながっている。	

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	5	相談件数も令和元年度（延べ462件）に比べて増えており、コロナ禍において児童への心のケアや問題を抱える児童及びその保護者への支援は喫緊の課題である。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	5	平均相談人数、1日あたり約10人（令和元年は約9人）。個に応じたアプローチができ、効果的な助言ができています。また、事案対応等、教員のスキルアップにもつながっている。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地負担割合の適正度	4	専門的な資格を有する人材の確保の面からも適正である。

総合評価	評価	
	A	コロナ禍において、児童への心のケア等、ニーズがあり、効果的な対応ができていたため。特に、不登校については、小・中学校とともに、令和元年度に比べ、少し人数が増えているが担任や養護教諭との連携により、継続した支援につながっているため。

今後の方向性	小学校スクールカウンセラー連絡会を年4回開催し、情報を共有する。また、小・中学校生活指導連携会議にも可能な限り出席するとともに、令和3年度から開設しているソレイユ（忠岡町適応指導教室）との連携も図り、引き続き、健やかな心と体づくりの推進を図っていく。
--------	---

事務事業評価シート

事業名	忠岡町きめ細やかな指導のための講師配置事業	所屬	学校教育課
-----	-----------------------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	忠岡町きめ細やかな指導のための講師配置事業実施要項
-------------	---------------------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます
	基本施策	1-1 生きる力を培う学校教育の推進
	施策展開の方向	(2)「確かな学力」を培う義務教育の推進、(3)「豊かな人間性」を培う義務教育の推進

事業概要	支援学級在籍児童を含めた1学級の合計児童数が「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に定める標準を超える場合、非常勤講師を配置して、少人数学級編制を実施する。 ただし、上記の条件をみたさない場合であっても、きめ細やかな指導をするために、首席末配置校に、単年度に限り、非常勤講師を配置する。	令和2年度決算額
		2,850,458円
期間、成果目標の有無等	令和2年度から継続中。 成果目標－学校アンケート等による落ち着いた学習環境への肯定的な回答割合の増加及び基礎的・基本的な内容の確実な定着。	令和3年度予算額
		1,915,000円
事業目的	小学校に音楽科や家庭科等の専科指導にあたる非常勤講師を配置することにより、少人数学級編制等を実施する。	令和2年度決算額
		2,850,458円
事業実績	令和2年度は、東忠岡小学校3年生の学級編制にあたり、1名の専科指導にあたる非常勤講師を配置し、府費負担教職員を担任として活用することで、国の定数上、2学級となることを3学級とした。また、首席末配置校である忠岡小学校に非常勤講師を配置することで、確かな学力と豊かな人間性を培う上で、必要なきめ細やかな指導を実施している。	令和3年度予算額
		1,915,000円

	評価項目	評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	5	少人数学級編制については、町民からのニーズも大いにあり、少人数学級編制を行うことで、よりきめ細やかな指導が可能となっている。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	5	少人数学級編制の施策については、泉北管内の近隣3市でも未実施の施策である。少人数学級編制により、落ち着いた学習環境づくりや児童の学習意欲の向上、基礎基本の定着を図る等の成果が出ている。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	5	非常勤講師の報酬に関しては、府の非常勤講師と同額である。音楽科や家庭科等の専科指導にあたる非常勤講師を配置する必要があるため、より専門的な知識や経験が必要な人材の確保の面からも適正であると考えられる。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	専科指導にあたる非常勤講師を配置して少人数学級を編制することで、落ち着いた学習環境づくりや児童の学習意欲の向上、基礎基本の定着を図る等の成果が出ているため。

今後の方向性	令和3年度においては、両小学校に専科指導にあたる非常勤講師を配置し、少人数学級編制を実施している。国による35人学級が順次実施されるが、対象外である学年において、支援学級在籍児童を含め41名以上となる学級が1つの小学校で複数学年あるなど、今後も、各校1名ずつの配置は必要である。
--------	---

事務事業評価シート

事業名	文化会館運営方針見直し事業	所 属	生涯学習課
-----	---------------	--------	-------

根拠法令・条例・要綱等	忠岡町公民館条例、忠岡町公民館条例施行規則、忠岡町文化会館運営委員会規則、忠岡町働く婦人の家条例、忠岡町働く婦人の家条例施行規則
-------------	--

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます
	基本施策	1-3 生涯学習の推進
	施策展開の方向	(2) 生涯学習によるまちづくりの推進

事業概要	公民館・働く婦人の家・図書館で構成する文化会館については、運営上の整合性を図り利便性に優れ、持続可能な総合施設としての運営方針を新たに設定することを、「忠岡町文化会館運営委員会」に諮問。各館の特性を生かした発展的な事業展開についても、今後の検討課題とした。	令和2年度決算額
		130,000円
期間、成果目標の有無等	・開始：令和2年11月26日・終了：令和4年11月。運営委員会(委員任期2年)から諮問に対する答申書を受理するとともに、活性化の具体策を講じる。	うち特定財源 0円
		うち一般財源 130,000円
事業目的	3館の事業目的を整理するとともに、開館(昭和60年)以降の時代の変遷を鑑み、条例・規約等を見直し、住民・利用者の性差が利用に影響することなく、また、青少年にも魅力的な事業展開を行い、わかりやすく使いやすい文化施設として親しまれ発展していけるよう、活性化を図る。	令和3年度予算額
		407,000円
事業実績	「忠岡町文化会館運営委員会」を2回開催(第1回：令和2年11月26日・第2回：令和3年2月12日)し、「働く婦人の家」を廃止し「公民館」に含むことにより性差による利用格差を解消させることが決議され、諮問事項のうち「持続可能な総合施設としての運営方針」に対する答申を得た。	うち特定財源 0円
		うち一般財源 407,000円

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	4	「働く婦人の家」を廃止することにより、女性限定の減免・主たる利用対象が女性等の条例規定を抹消、性差による利用規定を無くし、男女公平利用の推進が可能となる。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	4	公民館と一本化することにより、利用申請等の提出書類の同一化、近似事業の回避、情報連絡の単一化等利用者側にも理解されやすくなる。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	4	公民館と一本化することにより、予算執行においても、事務の煩雑さを解消するとともに、支出経費をまとめることができ予算の使途が簡潔・コスト削減に寄与できる。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	昭和時代の数少ない職業婦人支援のため設置された「働く婦人の家」は、近年、その名称も「女性センター」から「男女参画センター」等に変更、規定内容も見直されてきている。当初のままであった本町において、ようやく時代適応可能な施設となった。

今後の方向性	2つの諮問事項のうち、もう1つの「各館の特性を生かした発展的な事業展開」の答申期日は、2年間の運営委員任期を期限としており、本町の文化拠点として活性化していくための施策展開や、解消すべき問題点の提示、青少年や若年層の利用頻度が増加するような魅力発信等の具体策を、運営委員会を通じて検討していく。
--------	---

事務事業評価シート

事業名	スポーツセンター空調設備改修工事	所属	生涯学習課
-----	------------------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	忠岡町スポーツセンター指定管理者基本協定書、地方財政法
-------------	-----------------------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます
	基本施策	1-4 生涯スポーツの推進
	施策展開の方向	(2) 生涯スポーツ施設の充実

事業概要	災害時の避難所としても活用する本町スポーツセンターは、創立21年を迎え、空調設備全般に支障が見られてきたため、ジム・スタジオ・プールの空調機器の更新を行い、スポーツセンター利用者と災害避難者の安全安心と健康管理に寄与する。	令和2年度決算額	31,875,000円
		うち特定財源	31,800,000円
		うち一般財源	75,000円
期間、成果目標の有無等	※ジム・スタジオ(令和2年4月15日～令和2年6月20日) ※プール(令和2年6月2日～9月30日) 災害時の避難所としても活用する本町スポーツセンターの空調設備を整備する。	令和3年度予算額	0円
	事業目的	運営休止が必要なジム・スタジオにおいては、3台の室外機と18台の室内機(エアコン)の更新を2か月間の工事期間内で完結し、プールにおいては、エアハンドリングユニット全体の更新を寒冷期までに間に合うよう9月末日までに完結するように設定。	うち特定財源
うち一般財源			0円
事業実績	スポーツセンター全館の室外機7台中3台、室内機47台中18台を更新したことにより、日常的に専ら使用頻度が高く、災害時には避難スペースとなるジム・スタジオ施設の環境が改善した。		

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	4	公的施設ではあるが令和元年度以降、事業運営は指定管理化し、初年度は見積もった以上の利用があった。30万円以上の修繕工事等は協定書により町が担うと規定しており、指定管理者と調整し、実施に至った。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	4	工事請負業者との調整及び完了確認等については、外部に管理業務委託することにより、適切な更新工事となった。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	4	災害時の避難施設であることから、財政部局において地方公共団体金融機構「防災対策事業債」を申請、経費のうち23,900千円を長期債として借入れすることができた。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	創設21年経過するスポーツセンター内の空調設備を更新することにより、日常的に専ら使用頻度が高く、災害時には避難スペースとなるジム・スタジオ・プール等の利用者及び災害避難者等の環境を改善することができた。

今後の方向性	スポーツセンターにおける今回未更新の空調機器については、コロナ禍による行財政への影響を鑑み、また、部品交換等を適切に行い、適切な時期を見計らったうえでの更新計画を企てていく。
--------	---

事務事業評価シート

事業名	団体補助金の返戻	所属	生涯学習課
-----	----------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	忠岡町補助金交付規則
-------------	------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	4 自立と協働のまちづくり戦略
	基本目標	8 効率的・効果的な行政経営を進めます
	基本施策	8-2 行財政改革の推進
	施策展開の方向	(2) 財政の計画的運営

事業概要	コロナ禍により町主催事業をはじめ、各種団体による事業の多くが中止・見送り等の決断を強いられた令和2年度となったことから、事業資金としての名目で補助している団体への支援金のうち、事業中止等により余剰が発生し、なおかつ適切な運用がなかった団体には、返戻いただいた。	令和2年度決算額
		△ 467,200円
期間、成果目標の有無等	令和2年4月1日～令和3年3月31日 各団体総会にて事情説明。コロナ禍の影響を受け事業縮小し補助金使途が軽減した団体からは、経費精算後の補助金残額返金を承諾いただく。	令和3年度予算額
	0円	
事業目的	生涯学習課関係団体のうち、「少年団育成者連絡協議会」の年中行事の多くが中止となったこと、「文化協会」においては主要行事の音楽祭を中止・文化祭は大幅縮小し展示のみの実施となったこと等から、各役員への承諾を得て、町からの補助金のうち「不用額を返戻」し、「町財政の寄与」に理解をいただく。	令和2年度決算額
		△ 467,200円
事業実績	「少年団育成者連絡協議会」からは155,200円、「文化協会」からは312,000円を年度末に返戻いただくこととなり、総額467,200円を町財政に戻すことができた。	令和3年度予算額
		0円

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	4	年度当初の総会において、コロナ禍による事業縮小から当該年度の町補助額に残額が発生する場合は、返戻いただく旨を説明し、町補助金の使途や扱い方を再認識いただいた。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	4	少年団育成者連絡協議会では、中学生の交流育成のため、地引網、キャンプ、冬山登山等を実施。文化協会では、音楽祭、文化祭、社会見学等を実施。中止以降、類似事業等も行われていない。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	4	通常行事は中止となったが、定例会の書面開催、展示のみの文化祭、必要物品の購入等は町補助金経費で賄い、会員間の伝達・報告等については怠っていない。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	想定外に長引くコロナ禍となったことから、各種団体への補助金返戻という異例な措置に発展したが、町補助金（公金）の使途確認の意味を再確認いただく機会にもなった。

今後の方向性	各種団体への町補助金は、その団体により目的や事業の運営状況等が異なるため、画一的・一方的な思考を押し付けることはできないが、規約・要綱等に沿い、地域住民の暮らしにプラスされ、支給額内であればその内容は問っていない。コロナ禍対応のための用品や事業展開の方法等、各団体による創意工夫がいつそう高められ、有意義な活動が展開されるよう支援を行っていく。
--------	--

事務事業評価シート（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連事業）

事業名	図書カード配布事業	所属	教育みらい課
-----	-----------	----	--------

根拠法令・条例・要綱等	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱 忠岡町子育て支援・家庭学習支援事業実施要綱
-------------	--

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます
	基本施策	1-1 生きる力を培う学校教育の推進
	施策展開の方向	(2) 「確かな学力」を培う義務教育の推進

事業概要	新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子どもの学習用図書等購入に係る家計への負担を軽減することにより、児童一人ひとりの学習の機会を確保し、児童福祉の向上を図るため、子育て世帯に対して図書カードを配布する。	令和2年度決算額
		4,864,485円
期間、成果目標の有無等	令和2年度のみ 児童一人ひとりの学習機会を確保するため中学3年生以下の児童生徒に図書カード2,000円分を配布。	うち特定財源
		4,864,485円
事業目的	中学3年生以下の児童生徒に対して図書カードの配布を行うことにより、児童一人ひとりの学習の機会を確保し、児童福祉の向上を図る。	うち一般財源
		0円
事業実績	令和3年2月時点において、町内就学前施設に通園している園児に対しては登降園時の保護者に各施設より手渡しを行い、それ以外の中学3年生以下の児童生徒に対しては簡易書留により図書カードを配布した。（対象者2,021人、内受領者2,008人、配布率99.36%）	令和3年度予算額
		0円
		うち特定財源
		0円
		うち一般財源
		0円

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	4	児童一人ひとりの学習の機会を確保することができた。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	4	新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子どもの学習用図書等購入に係る家計への負担を軽減することができた。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	3	コロナ禍ということもあり、町内就学前施設に通う児童には配布することができたが、その他の児童生徒に対して簡易書留等による配布であったため年度内で完了することができなかった。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子どもの学習用図書等購入に係る家計への負担軽減に寄与することができ、児童一人ひとりの学習機会の確保や、本を通して豊かな人間性や心を育むことができた。しかし、約80%が簡易書留での配布となったため少人数ではあるが配布できなかった児童がある。なお、配布できていない児童に対しては次年度も引き続き配布できるように努める。

今後の方向性	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業のため今年度限りの事業である。
--------	---

事務事業評価シート（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連事業）

事業名	小中学校給食費助成事業	所属	教育みらい課
-----	-------------	----	--------

根拠法令・条例・要綱等	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱 新型コロナウイルス感染症に関する忠岡町学校給食費助成金交付要綱
-------------	--

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます
	基本施策	1-1 生きる力を培う学校教育の推進
	施策展開の方向	(4) 健やかな心と体力づくり

事業概要	新型コロナウイルスの感染拡大に伴う保護者の経済的負担軽減を図るため、6月から8月までの3か月間の小中学校の給食費を助成する。	令和2年度決算額	17,061,340円
		うち特定財源	17,061,340円
期間、成果目標の有無等	令和2年度のみ 成果目標は、保護者の経済的負担軽減を図るとともに、学校給食の提供により児童生徒の心身の健全な発達に寄与する。	うち一般財源	0円
		令和3年度予算額	0円
事業目的	新型コロナウイルスの感染拡大に伴う保護者の経済的負担軽減を図るため小中学校の給食費を3か月間無償化し、小中学校に通う児童生徒に給食を提供する。	うち特定財源	0円
		うち一般財源	0円
事業実績	町立小中学校に通う児童生徒に対して、6月から8月までの3ヶ月分の給食費の助成を行った。 小学校で52日間（6月・7月各月838名、8月は837名）、中学校で49日間（6月から8月の各月426名）		

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	5	新型コロナウイルスの感染拡大に伴う保護者の経済的負担軽減を図り、小中学校の児童生徒に学校給食を提供することにより児童生徒の心身の健全な発達に資することができた。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	4	3か月分の給食費を助成することにより、保護者の経済的負担を軽減することができた。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	4	直接、各学校給食会に給食費を支払うことにより支払遅延なく業務を進めることができた。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	3か月分の給食費を助成することにより、保護者の経済的負担を軽減することができ、小中学校の児童生徒に学校給食を提供することにより児童生徒の心身の健全な発達に資することができた。

今後の方向性	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業のため今年度限りの事業である。
--------	---

事務事業評価シート（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連事業）

事業名	新型コロナウイルス感染症対策事業	所属	教育みらい課
-----	------------------	----	--------

根拠法令・条例・要綱等	学校保健特別対策事業費補助金交付要綱、教育支援体制整備事業費交付金交付要綱、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱
-------------	--

総合計画の位置づけ	基本戦略	2 安全・安心なまちづくり戦略
	基本目標	5 安全・安心な明るい暮らしを確保します
	基本施策	5-1 危機・防災・減災対策の推進
	施策展開の方向	(2) 実践的な危機管理・防災体制づくり

事業概要	国や大阪府の補助金を活用し、町内就学施設及び就学前施設における、新型コロナウイルス感染症対策の消耗品や備品等を購入し感染症対策を行うとともに、町立幼稚園・保育所で使用しているテーブルや椅子を抗菌加工に更新することにより感染予防を図る。	令和2年度決算額	22,213,837円
		うち特定財源	17,832,800円
期間、成果目標の有無等	令和2年度のみ 成果目標は感染予防を目的とした備品の購入	うち一般財源	4,381,037円
		令和3年度予算額	0円
事業目的	町内就学施設及び就学前施設において、新型コロナウイルス感染症対策の消耗品や備品等を購入し感染症対策を行う。	うち特定財源	0円
		うち一般財源	0円
事業実績	国の新型コロナウイルスに関連する国庫補助金を充当し、町内就学施設及び就学前施設において、新型コロナウイルス感染症対策の消耗品や備品等を購入し施設における感染症対策を行った。		

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	4	年度当初、消毒液などの消耗品の確保が困難であったが、各施設において必要数確保でき、感染症対策備品も購入することができた。また、民間就学前施設においても補助金を交付し感染症対策の消耗品や備品を購入できた。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	4	町内就学施設及び就学前施設が感染症対策で必要とする消耗品や備品等を購入することができた。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	4	町立就学前施設は各施設に確認し教育委員会において消耗品等を発注し、民間就学前施設は補助金を交付し、町内就学施設は各学校の裁量で購入できる費用を配分し効率化を図った。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	近隣自治体の新型コロナウイルス感染症対策に遅れることなく、感染症対策を行うことができた。

今後の方向性	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業のため今年度限りの事業である。
--------	---

事務事業評価シート（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連事業）

事業名	適応指導教室整備工事	所属	教育みらい課
-----	------------	----	--------

根拠法令・条例・要綱等	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱
-------------	-----------------------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます
	基本施策	1-1 生きる力を培う学校教育の推進
	施策展開の方向	(2) 「確かな学力」を培う義務教育の推進

事業概要	令和3年4月に学校に登校できない状態にある児童生徒の態様の多様化に対応するため旧忠岡幼稚園内に適応指導教室を開室するため所要の整備工事を行う。	令和2年度決算額	1,137,400円
		うち特定財源	990,000円
期間、成果目標の有無等	令和2年度のみ 成果目標はトイレ及び照明器具の改修	うち一般財源	147,400円
		令和3年度予算額	0円
事業目的	令和3年4月に適応指導教室を開室するため児童生徒が利用しやすいようにトイレを改修するとともに、使用予定の教室の照明が老朽化しているので照明器具の改修を行う。	うち特定財源	0円
		うち一般財源	0円
事業実績	児童生徒が利用しやすいようトイレを洋式トイレに改修し、適応指導教室として使用する教室の照明をLED照明へ改修した。		

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	4	適応指導教室を就学施設内に作るのではなく、就学施設外の施設で開室することにより、学校に登校できない児童生徒が利用しやすい環境を作ることができた。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	4	新たに施設を新築するのではなく、旧幼稚園施設を後活用して適応指導教室の開室に寄与できた。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	4	必要最低限の施設改修をすることにより、適応指導教室の開室に寄与できた。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	学校に登校できない状態にある児童生徒の態様の多様化に対応するため、就学施設外の施設に適応指導教室を作ることにより、学校に登校できない児童生徒が利用しやすい環境を作ることができた。

今後の方向性	適応指導教室としては、令和3年4月に開室し、学校に登校できない状態にある児童生徒の態様の多様化に対応し、学校生活への復帰を図ることを目的としている。しかし、当該施設は老朽化しており、今後、改修工事をする必要が出てくる可能性が有る。
--------	---

事務事業評価シート（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連事業）

事業名	学習等への支援事業	所属	学校教育課
-----	-----------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱
-------------	-----------------------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます
	基本施策	1-1 生きる力を培う学校教育の推進
	施策展開の方向	(2) 「確かな学力」を培う義務教育の推進

事業概要	新型コロナウイルス感染症防止に伴う臨時休業期間中の家庭学習を支援するため、町立小中学校の全児童生徒に配付する教材を購入する。	令和2年度決算額	1,663,122円
		うち特定財源	1,663,122円
期間、成果目標の有無等	5月1日～6月30日	うち一般財源	0円
		令和3年度予算額	
事業目的	新型コロナウイルス感染症防止に伴う臨時休業期間中の家庭学習を支援する。	うち特定財源	0円
		うち一般財源	0円
事業実績	新型コロナウイルス感染症防止に伴う臨時休業期間中に、家庭学習として使用する教材を購入し、町立小中学校の全児童生徒に配付し、家庭学習の支援を行った。		

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性 町民ニーズの傾向	5	臨時休業期間が長期にわたったため、学校再開を見据え、学習をつないでいくための家庭学習で使用する教材が必要であったため。
有効性	類似事業の有無 単位当たりコストの妥当性	4	家庭学習で使用する教材については、これまで教員が作成したり、保護者負担で購入したものを使用していたので、本事業は初めての取組みである。また、休業期間及び学校再開後も使用することができた。
効率性	コスト削減の余地 負担割合の適正度	4	コロナ禍において、子どもの学びの継続につながるための支援として、家庭学習で児童生徒が使用することができる点で効率的である。

総合評価	評価	理由
	A	本事業で購入した教材を通して、学びの継続性として家庭学習を支援するとともに、家庭と学校をつなぐこともできた。

今後の方向性	新型コロナウイルス感染症防止に伴う等の臨時休業が長期にわたった際は、オンラインでの教材配付等も想定し、子どもの学びにつながるための支援について研究していく。
--------	--

事務事業評価シート（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連事業）

事業名	学校行事等感染予防対策事業	所属	学校教育課
-----	---------------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱
-------------	-----------------------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます
	基本施策	1-1 生きる力を培う学校教育の推進
	施策展開の方向	(2) 「確かな学力」を培う義務教育の推進

事業概要	小中学校行事等の感染症予防対策を支援するため、活動中の予防対策消耗品の購入及び密を避けるためのバスの増台、修学旅行計画に係る業者への相談手数料、行事中止に伴うキャンセル料を補助する。	令和2年度決算額	394,710円
		うち特定財源	394,710円
期間、成果目標の有無等	10月9日～3月	うち一般財源	0円
		令和3年度予算額	1,500,000円
事業目的	小中学校行事等の感染症予防対策を支援する。	うち特定財源	1,500,000円
		うち一般財源	0円
事業実績	忠岡小学校においては、5年宿泊学習及び6年修学旅行でそれぞれバス1台を増台し実施。東忠岡小学校においては、5年宿泊学習の現地での活動の際に、児童にマスクを配付し実施。中学校においては、3年修学旅行の計画に係る業者への相談手数料、修学旅行中止に伴うキャンセル料の補助を行った。		

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	5	コロナ禍において、人間形成を図るための有用な教育活動である修学旅行や各種学校行事等を実施するための感染症予防対策を行うことは必須である。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	4	バスの費用、マスク代、キャンセル代等の保護者負担を軽減することができた。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	5	コロナ禍において、早期に宿泊を伴う行事の中止の判断を行ったことで、補助内でのキャンセル料となり、日帰りでの実施におけるバスの増台等、感染予防対策も行うことができた。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	本事業により、保護者負担を軽減することができた。また、感染予防対策を行った上で、児童生徒にとって、思い出となる行事を実施することもできた。

今後の方向性	令和3年度においても、第3次交付金を活用し、実施予定。
--------	-----------------------------

事務事業評価シート（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連事業）

事業名	公立小中学校教育用コンピュータ整備事業	所属	学校教育課
-----	---------------------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金交付要綱、公立学校情報機器整備費補助金交付要綱、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱
-------------	---

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます
	基本施策	1-1 生きる力を培う学校教育の推進
	施策展開の方向	(2) 「確かな学力」を培う義務教育の推進

事業概要	国のGIGAスクール構想がコロナ禍により、令和2年度補正予算にて前倒しされることにより、令和2年度中に、町立小・中学校に1人1台のタブレット端末を配備し、使用できる環境を構築するための事業。	令和2年度決算額	126,235,120円
		うち特定財源	108,437,000円
期間、成果目標の有無等	小・中学校校内通信ネットワーク整備については、令和2年9月末まで。1人1台のタブレット端末については、令和2年11月末まで。	うち一般財源	17,798,120円
		令和3年度予算額	
事業目的	1人1台のタブレット端末を町立小・中学校に配備し、授業改善のツールとして、効果的に活用する。	うち特定財源	0円
		うち一般財源	0円
事業実績	小・中学校校内通信ネットワーク整備については、令和2年9月末に完了し、1人1台のタブレット端末については、令和2年11月末までに町立小・中学校3校すべてに配備を完了した。各校において、教職員対象の業者による研修会を実施し、3学期の授業でログインの仕方等の基礎的な操作について学習した。		

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	4	国のGIGAスクール構想がコロナ禍により、令和2年度補正予算にて前倒しされることにより、早期にネットワーク整備及びタブレット端末を配備する必要があったため。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	4	教職員用のタブレット端末等については、リースにて配備している。ネットワーク整備及び1人1台のタブレット端末については、国の補助金を活用して事業を実施しているため。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	4	国の補助金や新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を活用して事業を実施しているため。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	令和2年度中に、ネットワークの整備及び1人1台のタブレット端末を町立小・中学校3校すべてに整備することができた。

今後の方向性	これまでの授業改善の取組みの成果をいかして、ツールとして、タブレット端末等を活用して、子どもたちにとって、わかりやすい授業づくりを図っていく。
--------	---

事務事業評価シート（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連事業）

事業名	指定管理者協力支援事業・自粛要請に応じた文化芸術等への協力金事業	所属	生涯学習課
-----	----------------------------------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱、忠岡町新型コロナウイルス感染拡大防止のため活動休止期間を設けた公益財団法人及び公共施設の指定管理者への助成金交付要綱
-------------	--

総合計画の位置づけ	基本戦略	2 人にやさしい健康福祉の地域をつくります
	基本目標	5 安全・安心な明るい暮らしを確保します
	基本施策	5-1 危機・防災・減殺対策の推進
	施策展開の方向	(2)実践的な危機管理・防災体制づくり

事業概要	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため休業要請に応じた本町指定管理施設の「コパンスポーツセンター忠岡」及び公益財団法人「正木美術館」に対し、「指定管理者協力支援事業」として、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し支援金を助成。	令和2年度決算額	3,000,000円
		うち特定財源	3,000,000円
期間、成果目標の有無等	令和2年度 指定管理者を支援することで、住民の健康管理の継続に寄与する。 公益財団法人を支援することで、町内唯一の美術館の存続に寄与する。	うち一般財源	0円
		令和3年度予算額	2,800,000円
事業目的	・4月初年から6月上旬まで運営を休止した「コパンスポーツセンター忠岡」においては、その間の無収入に加え、スタッフの雇止め、定期会員への通知、退会者への会費返還、無料休会の周知案内等、一時的な業務が増大。運営支援としての「協力支援金200万円」を助成。・間近に春季展開準備を整えていた「正木美術館」には「協力支援金100万円」を助成。	うち特定財源	2,800,000円
		うち一般財源	0円
事業実績	「忠岡町新型コロナウイルス感染拡大防止のため活動休止期間を設けた公益財団法人及び公共施設の指定管理者への助成金交付要綱」の規定に従い、コロナ禍による損害経費の明細資料添付により状況を確認。正木美術館には12月、コパンスポーツセンター忠岡には令和3年1月にそれぞれ助成した。		

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	4	地方創生臨時交付金の考え方に沿いつつ、コロナ禍の影響を継続して長期間受けた、本町指定管理施設と公益財団法人への支援を行うことにより、住民の健康管理の継続と町内の文化施設の存続に寄与することができた。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	4	町内唯一のスポーツセンター、美術館であり、存続困難な状況に陥った場合、その再編は難しく、適切な時期の助成支援を行うことにより、住民の健康・文化水準を保つことに繋がった。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地負担割合の適正度	4	助成金経費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連事業であるため、その全額が補填された。

総合評価	評価	理由
	A	議会の承認を得たうえで助成できたこと、上記2団体の存続が継続し引き続き住民サービスが展開されていること、一般住民及び一般事業者からの苦情等が一切なかったこと等から、適切な事業であったと認識している。

今後の方向性	令和3年度においても、変異種の感染拡大は収束せず、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置、レッドステージ突入等々の状況下にあるため、ワクチン接種の進捗を鑑みつつ、更なる交付金の運用も視野に入れ、住民の理解が得られる内容の支援を展開していく。
--------	--

事務事業評価シート（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連事業）

事業名	公共施設感染予防対策事業	所属	生涯学習課
-----	--------------	----	-------

根拠法令・条例・要綱等	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱
-------------	-----------------------------

総合計画の位置づけ	基本戦略	2 人にやさしい健康福祉の地域をつくります
	基本目標	5 安全・安心な明るい暮らしを確保します
	基本施策	5-1 危機・防災・減殺対策の推進
	施策展開の方向	(2)実践的な危機管理・防災体制づくり

事業概要	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、安全・安心な教育環境を提供するとともに、教育施設内の飛沫抑止・抗菌対策・除菌作業等を行うことにより、本町教育施設利用者の安全・安心も確保する。	令和2年度決算額	3,809,476円
		うち特定財源	3,809,476円
期間、成果目標の有無等	令和2年度 各種外部施設の感染拡大未然防止に繋がる措置を徹底する。	うち一般財源	0円
		令和3年度予算額	0円
事業目的	文化会館、児童館、図書館、ふれあいホール等における飛沫感染防止のためパーティションを購入、ふれあいホールの座席・床絨毯の抗菌クリーニング実施、留守家庭児童学級の床を抗菌加工効果があり洗浄可能なジョイントクッションに更新、文化会館の出入り口を1箇所とし検温業務専用員作業員を配置する。	うち特定財源	0円
		うち一般財源	0円
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・4施設のパーティションについては、可動性・等身大サイズ・座席用・図書館受付カウンター等の仕様とし、全体で50台を導入。 ・ふれあいホールの座席200席分の抗菌クリーニングを実施。 ・留守家庭教室の床に抗菌加工ジョイントクッションを敷設。 ・文化会館入口に検温業務としてシルバー人材センターの人員を配置 		

評価項目		評価	評価に対するコメント
必要性	町の関与の妥当性	4	住民に対し「不要不急の外出自粛」要請期間が長期に渡ったが、個人の文化活動や自主的な健康管理は推奨されており、安全・安心な公共施設として提供できるよう、感染防止のための設備を整えることができた。
	町民ニーズの傾向		
有効性	類似事業の有無	4	各施設の利用状況により、適したパーティションの規格は随分と異なる。特に、ふれあいホールでの身の丈以上あるパーティションを複数枚購入したことは、成人式の実施にも役立った。
	単位当たりコストの妥当性		
効率性	コスト削減の余地	4	上記物品購入費および委託料等の経費は、コロナ地方創生臨時交付金事業の一環であるため、その全額が補填された。
	負担割合の適正度		

総合評価	評価	理由
	A	令和3年度におけるワクチン接種の公設会場にも多数のパーティションが必要となっており、ふれあいホール以外での使用頻度も高い。日常とは異なる需要は相応の格差があるため、日頃からの検討視点が重要。現場職員の意見収集にも留意した。

今後の方向性	購入物品及び事業委託は適切な管理の元、随時検収し完結した。今後もコロナ禍の動向を見極め、交付金対応の範疇を理解し、対象事業の場合は適宜申請し、可能な限り経費負担が縮小するよう、留意する。
--------	---

3. 評価委員の意見（外部評価）

教育委員会評価委員 山岡 利夫
教育委員会評価委員 吉美 学

令和2年度においても、町の利点であるコンパクトさを最大限に生かし、学校教育の推進、生涯学習の推進、子育て支援の充実と、現状と課題を幅広く見据えた取組みを確実に誠実に継続しており、新型コロナウイルス感染症の感染状況にも早急な対応をするとともに、現状と課題を見据えた取組みを確実に誠実に継続しており、施策体系としては以下の点を軸として、よくまとまったものとなっている。

- 就学前から小学校低学年・中学年において、きめ細かい指導をめざしていること
- 英語教育の充実を中心として、学力の定着を図っていること
- 規律・規範の確立の視点をもって、豊かな心を育む取組みの充実を図っていること
- 家庭や地域の教育力向上、参画のために多角的な取組みを推進していること

教育施策の実施にあたって、「必要性」「有効性」「効率性」の評価基準から、PDCAサイクルで点検・評価のもと適正な実施が求められるが、その際、忠岡町の限られた財源の中から、施策の一貫性・連続性の確保が必須であり、国・府との協働連携がなければならないと考える。

以上を踏まえ、以下の点について意見を附する。

記

- 1 学校教育における町教育委員会の各種事業がどのように関連し、子どもの学力向上や心の教育の育成等に効果を上げているのか、中・長期的な計画における目標や一定の成果指標を定め、たうえで効果検証を進めていく必要がある。学校教育における町教育委員会の各種事業に関しては、取組みの成果が表れているものについては、経年変化が分かるように報告書に記載することが望ましい。また、事業項目によっては、普及啓発やまちづくりに資するという性格のものではなく、明らかに課題解決のためのものがある。このような事業項目の成果については、実施したことや事業のねらいにとどまらず、課題解決の状況について、触れられるようにしていただきたい。不登校や暴力行為等の改善状況を明らかにすることで、忠岡町の施策への評価を高めていただきたい。
- 2 忠岡町教育基本方針における学力向上に関わる「町重点目標」「2. 自学自習を進めることにより、家庭での学習習慣を確立する」ために、「あすなろ未来塾」をはじめとする児童生徒の放課後や休日の学習支援事業をさまざま実施しており、町内の児童生徒の実情に合わせたきめ細かな取組みと評価できる。一方で、令和2年度における受講人数の減少については、新型コロナウイルス感染症による感染防止の観点から6月開始となっており、参加人数を前年度と単純に比較することは必ずしも適正な判断とは言いがたいが、中学生がより多く参加できるように改善しようと考えておられることは評価できる。なお、施策の実施状況とあわせて学力状況については「有効性」等で触れられたい。

「学力向上」について、「あすなろ未来塾事業」は昨年度に続いてB評価であるが、土曜日の活用や、全国学習塾協会からの外部人材派遣など、時間と人材の発掘・活用など事業コンセプトはよい。顕著な学力差の分析と埋めるための方策を明示し、受講人数の減少の克服を図り、引き続き課題解決に向かわれたい。来年度の良い評価と具体的取組みを示せるよう努められたい。また、「学ぶ楽しさを育む推進事業」「忠岡町きめ細やかな指導のための講師配置事業」では、「学校アンケート」での「落ち着いた学習環境への肯定的評価」や、小学校1・2・3年生への人材投入、学力向上につながるという観点から必要性・有効性から見て、評価が高くてよい。

後掲の「就学前教育」での子育て支援、そして本事業の小学校低学年・中学年におけるきめ細かな取組みが、教育の礎づくりになるという町の基本的姿勢が伝わってくる

- 3 小学校学習指導要領の改訂に伴い、令和2年度から本格実施されている中、忠岡町においてはこれまでから先進的に英語教育の充実策を進められてきたことは大いに評価することができる。特に、「外国青年語学指導員配置事業」により、児童の英語に対する興味・関心やスキルの向上が図られており、関連事業である「忠岡町英語教育推進事業」と相まって効果的な成果（英検3級合格率）を上げているものと考えられる。但し、新型コロナウイルス感染症感染予防の観点から一部の取組みを中止したことは、適切な判断であると考え。今後については、小学校教員の新たな指導内容への対応が緊急性を持つことから、「英語教育推進事業」の更なる充実や取組みの改善を図る必要があると考える。

「忠岡町英語教育推進事業」は事業の定着ぶりが伺える。その中で、令和2年度はコロナの影響もあってなのか、「英検受験受付者数が前年度から半減し、一方では忠岡中学生の3級合格率が倍増に向かうくらいに増えている」。また、「高校生、専門学校生、大学生が補助を受け受験」とある。これは本事業が、意欲的な人について、参加意欲を高め、中学卒業後も継続して機会を与えているものとなっており向上心と意欲喚起につながるものと受け止められる。さらに「今後の方向性」にもあるように、小学校の外国語活動・英語教育の展開で、意欲的な人の裾野が広がっていくことを期待する。

- 4 「これからの忠岡の教育」として、「子ども像」を掲げ、育んでいくため、家庭・学校・地域の横の関係、就学前・義務教育・青年期・成人という縦の関係をフレームに持ち、取組まれていることは、その方向性において、総合的に見て的確である。

「就学前教育」において、「東忠岡地区認定こども園整備事業」「就学前施設給食費助成事業」「地域子育て支援センター事業」「東忠岡小学校第2体育館解体撤去工事」の展開で、子どもの受け入れ施設の整備拡充、保護者負担の軽減、育児への相談指導・支援、子ども・保護者の居場所づくり・遊び場づくりに努められており、必要性・有効性・効率性の評価をもう少し上げてほしいと判断する。今後の維持継続が望まれる。

- 5 「小学校スクールカウンセラー配置事業」は、大阪府が中学校に配置しているスクールカウンセラーとの連携ということから、府との連携、小中学校の継続性、あわせて町の「生活指導連携会議」との連携など、取組みの波及効果が大きい。

「外国青年語学指導員配置事業」は、国のJETプログラムの協力のもと実施され、外

国語活動・英語教育の取組みにバリエーションができることで取組推進に資する。

両事業とも、実施にあたっては外部からの人材があるので、円滑に進めていく上で課題も考えられるが整理して、国・府の事業との連携のもと、取組水準の向上を図っていただきたい。

6 「文化会館運営方針見直し事業」は、「忠岡町文化会館運営委員会」への諮問・答申を通じて丁寧な審議の上に進められている。

「スポーツセンター空調設備改修工事」は、事業運営の指定管理化、協定書作成、避難施設としての位置付けなどされ、その中でスポーツセンターの安全管理、環境整備が進められている。

地域にある町の文化施設、スポーツ施設については、地域住民の意向を踏まえ、これまで通り丁寧に検討され、町の発展に寄与されたい。

7 学校施設や公共施設に関わる老朽化は、避けては通れない問題であり、町民の命にかかわる最重要課題であることから、今年度は計画的に改修・撤去等が実施されている。

また、東忠岡小学校第2体育館解体撤去後の跡地利用や旧忠岡幼稚園の施設利用など、再活用できる施設等を適切に整備し、教育活動の充実に資するように計画されていることは大変評価できることであると考えます。

8 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大による様々な対応をスピーディに実施しなくてはならない状況にあったが、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を適切に活用し、児童生徒や住民の安全を図れるよう、適切に事業を作成し、成果をあげておられることは大いに評価できると考える。同様に、各種交付金も活用し、町内の小中学校のネット環境の整備、一人一台のタブレット配備もスピーディに行われている。今後は、教育活動におけるその活用方法について、児童生徒の学習の質の保障の観点から、各学校における研究が待たれるところであるが、教育委員会においても、積極的な支援を講じられたい。

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連事業」に関して、緊急性があり、効果に即効性が求められることや、国の動向に合わせて目的が特定される要素をもつ関連事業として、実施されてきている。

事業趣旨は、①「家庭学習支援」②「保護者負担の軽減」という観点。③「休業要請施設への支援」という観点。④「感染予防環境整備」⑤「GIGAスクール構想に伴う機器、教材整備」という観点から実施された。取組みの必要のある部分に網がかけられ、社会的に求められる部分にヒットし、関連事業としての要素を充足しながら、上の①～⑤の観点を重複的に満たして事業が展開されたことが伺える。コロナ対策として、一定の有効性を発揮したと判断できる。

コロナの状況に応じて、今後の継続が必要なもの、拡充が必要なものを見極めはされるであろうが、特に、GIGAスクール構想の取組みの有効性が高まっていくよう、国・府・周辺市と連携しながら、研究・実践を推進していただきたい。

今後、新型コロナ対策の継続とアフターコロナを迎える中で、事業見直しが必要となっていくことと思われる。さらに、熱中症対策、食アレルギー、地震や豪雨による被害など、円滑な教育推進を脅かす「安全安心」にかかわることがらは、国際化や温暖化な

どの環境変化、生活様式の変容など社会の進展に伴って、多岐に渡り広がっている。

「安全安心」は、諸事業において「必要性」「有効性」「効率性」の評価視点として持っていかなければならない要素となってきた。今後の整理にあたって、念頭に置いて教育の一層の推進を図っていかなければならない。

- 9 「団体補助金の返戻」については、補助金本来の目的を鑑み、英断された事業であると評価する。町財政の健全化にもつながり、あわせて、公金補助の意味を再確認できたことは、教育委員会及び各団体にとって、今後の事業運営のあり方に繋がる事業であると考えらる。

【資料編】

忠岡町教育大綱

平成28年2月26日策定

教育の基本方針

『小さくてもキラリと光る忠岡町』の実現に向け、本町への「誇り」と将来への「夢」と「志」を持った子どもたちの育成に努めます。また、生きがいを持って生涯学び続ける心身ともに健康な町民の育成に努めます。

1. 就学前教育の充実に努めます

- ① 就学前の子どもたちの健やかな育成のための質の高い教育、保育に努めます。
- ② 子育て支援の充実にめざし、幼・保の一元化を推進します。

2. 保護者や地域に信頼される学校づくりに努めます

- ① 基礎的・基本的な学力の定着を図るとともに、自ら学ぶ姿勢や意欲を育てる学習指導を推進します。
- ② あらゆる教育活動を通じて、豊かな人間性や社会性を育む道德教育と人権に対する正しい理解や感覚を向上させる人権教育を推進します。
- ③ 児童・生徒の体力向上のための取組みを充実させるとともに、学校と家庭が連携しての児童・生徒の基本的な生活習慣の定着に努めます。
- ④ 児童・生徒の栄養補完や子育て支援を図るため、安心・安全な給食を提供します。また、学校給食を通して食に関する指導を充実します。

3. 学校外の子どもたちの学びを支援します

- ① 世界に羽ばたく人材を育成するため、子どもたちに英語にふれあえる機会を提供します。
- ② 学校外で子どもたちが基礎的・基本的な学力の定着を図れる機会を提供します。

4. 家庭や地域の教育力向上を支援します

- ① 子どもたちの生活習慣と学習習慣の定着やしつけ、豊かな情操を培うため、家庭の教育力向上を支援します。
- ② 関係の諸機関、諸団体と連携して地域とともに子どもたちの健やかな成長に努めます。

5. 生涯学習、生涯スポーツ等の充実に努めます

- ① 町民一人ひとりが、生涯にわたって自らの興味や関心に基づき、さまざまな学習活動に取り組めるよう、学習機会や情報の提供を図ります。
- ② 多くの町民がスポーツ・レクリエーション活動に積極的に参加できるように努めます。

忠岡町教育基本方針（令和2年度学校園における指導の方針）

これからの忠岡の教育

(1) 子ども像 「未来を拓く心豊かな子」

- 未来に夢や希望を持ち、自ら考え判断し、自らの言動に責任を持って行動できる。
- あたたかい人間愛の精神にあふれ、感謝と思いやりの心で行動ができる。
- 生涯をとおして自ら学び続ける力が身に付いている。

(2) 教育像 「子どもを大切にしたい豊かな人間性と創造性をはぐくむ教育」

一人ひとりを大切にしたい個に応じた指導・支援により、子どもが確かな学力を身に付け、豊かな人間性と創造性をはぐくみ、学ぶことの喜び、発見することの感動等を味わうことができる教育活動を展開する。

(3) 学校像 「あいさつがひびき合う学校」

「ともに学び、ともに育つ学校」

「地域に信頼される開かれた学校園づくり」

学校は、安全で楽しい場所であり、そこに通う子どもたちが笑顔で言葉を交わし、人間関係を深める空間であり、どの子もかけがえのない一人の人間として存在感を味わい、また、互いを尊重することを学び、自己実現の喜びを感じることができる場でなければならない。

また、学校は家庭・地域としっかりと連携し子育てをすすめるために、家庭や地域と協働し、学校の理念や教育活動の現状について情報を発信しなければならない。そして、家庭や地域、関係機関の意見を積極的に学校経営の改善に生かすよう努める。

(4) 教職員像 「子どもとともに輝く教職員」

- 広い視野を持ち、教職員として使命感と自覚に基づき、職務を遂行し、子ども・保護者・地域との信頼関係を構築することができる。
- わかる授業をすすめる専門的知識・技能や指導力を持ち、各学校の教育目標の具現化に努める。
- 人間の成長・発達への深い理解と教育的愛情をもち、子どもから学び、子どもを思いやることができる。
- 人権に関する深い識見と知識に基づいた実践力をもち、人権教育を推進する。

子どもに付けたい力

幼稚園

幼稚園においては、家庭との連携を図りながら、生涯にわたる人間形成の基礎を培うとともに、遊びを通して「生きる力」の基礎を育成することが大切である。

- あいさつができる
- 自分のことが自分でできる
- 友だちとなかよく遊ぶことができる
- 多様な体験を通じて、身近な事象への興味・関心を持つことができる。

小学校

小学校においては、児童の生きる力をはぐくむため、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、自ら学び自ら考える力の育成を図る。また、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。そのためにも、家庭や地域社会との連携を図り、様々な体験活動を通して豊かな心の育成を推進することが大切である。

- あいさつ等を通して、人とのかかわりを結ぶことができる
- 善悪の判断ができ、進んでよりよい行動をとることができる。
- 自分の思いを相手に伝え、相手の思いも大切にできる。
- 自ら学び自ら考えることができる。

中学校

中学校においては、生徒の生きる力をはぐくむため、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、自ら学び自ら考える力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。また、生徒が家庭や地域社会との関わりを見つめ直し、人間としての生き方について自覚を深めることができるよう、様々な体験活動を通して豊かな心の育成を推進することが大切である。

- 相手の考えを理解するとともに、自分の考えも豊かに表現できる。
- 集団や社会の一員としての自覚と責任をもち、自他共に尊重した行動をすることができる。
- 自ら学び自ら考え、将来へのめあてをもって生き抜くことができる。

1 学力向上への取組み

「全国学力・学習状況調査」等の結果を受け、次の2点を指導の重点項目とする。

【忠岡町重点目標】

1. 「授業の構造化」を通し、授業改善を図る
2. 自学・自習を進めることにより、家庭での学習習慣を確立する

〈1〉各学校における特色づくり及び学習内容の充実

- (1) 個に応じた指導を通して、「確かな学力」の育成を図るため、学年ごとの到達目標や評価規準を明確にし、児童・生徒の学習状況を詳細に把握、分析し、その成果と課題に即した取組みを着実に進めるように努めること。
「全国学力・学習状況調査」等に関する調査の結果等を踏まえ、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、予測できない変化に主体的に向き合い、自らの可能性を發揮しようとする態度を養うこと。
また、その学力向上策や取組み、効果については積極的に公表するよう努めること。
- (2) 学習指導要領に示されている各教科等の内容を確実に実施すること。その際、中学校においては、移行措置の趣旨や内容等を十分理解した上で実施すること。
- (3) 学校教育計画を立てるに当たっては、自校の特色を踏まえた教育目標を具体的に設定し、教育効果を高めるため、指導と評価の一体化を図るとともに、目標に準拠した評価の適切な実施を図ること。また、その際、児童・生徒の成長の様子が十分に伝わるよう保護者、地域等に対し学校教育計画やその達成状況について積極的に情報提供するよう努めること。
- (4) 教育課程の編成については、学習指導要領に則して適正に行うこと。その際、各校の特色を踏まえた具体的な教育目標を設定するとともに、その実現に必要な教育内容を教科等横断的な視点で組み立てること。また実施に当たっては、「確かな学力」の育成と主体的に学習に取り組む態度を養う観点から、個に応じた指導を一層推進するとともに、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善と各校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うこと。
- (5) 児童・生徒の実態や指導のそれぞれの場面に応じて、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導など、個に応じた指導の工夫・

改善に努めること。少人数指導については、配置の趣旨を十分踏まえた活用を行い、児童・生徒の学習達成度を把握し、効果検証に努めるとともに、その結果をいかし、指導方法の工夫改善を図ること。

- (6) 児童・生徒一人ひとりの心に響く取組みを行うために、日常の児童・生徒の様子
の観察や本人・保護者とのコミュニケーション等を通して状況を把握し、教職員間
での情報共有を図ること。また、全教職員が、正しい子ども理解と児童・生徒との
信頼関係に基づく、一致協力した指導体制を築くことで、組織的に対応すること。
- (7) 学校教育の活性化を図り、多様な体験活動をとおして「生きる力」をはぐくむた
めに、優れた知識・技能と社会経験を持つ学校外の地域人材等を積極的に活用し、
地域の教育力を有効に生かすこと。
- (8) 「総合的な学習の時間」については、探究的な学習を重視するとともに、教科等
横断的な視点で時候の教育目標と関連付けた計画を作成すること。
- (9) 小学校中学年では外国語（英語）を使って伝え合う体験を通して、相手に対する
理解を深めたり、自分の思いを伝えたりして、外国語（英語）で伝え合えた満足感
や達成感を味わわせるようにすること。その際、決められた表現を使った単なる反
復練習のようなやり取りではなく、伝え合う目的があるコミュニケーション場面を
設定するようにすること。
また、高学年において、「読むこと」「書くこと」を指導する際には、「十分に音声
で慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現」について活動を行うようにすること。
なお、評価を行う際には、インタビュー（面接）、スピーチ、簡単な語句や文を書く
こと、活動の観察、ペーパーテスト等、多様な評価方法から、的確に評価できる方
法を選択するようにすること。
- (10) 中学校外国語（英語）教育については、「CAN-DO リスト」等の明確な達成目標
のもと、4技能をバランスよく指導するとともに、実際のコミュニケーションにお
いて活用できる技能を身に付けられるよう、授業改善を推進すること。また、英語
を使って情報や自分の考えを話したり書いたりして伝え合う活動の充実を図るため、
コミュニケーションを行う目的や場面、状況などを意識しながら、即興でやり取り
をする活動を重視すること。
- (11) 中学校の保健体育における体育分野について、特に「武道」の指導に当たっては、
生徒の技能の段階に応じた指導をするとともに、施設や用具等の安全点検を行うな
ど練習環境に配慮すること。
- (12) 教員のICT活用指導力を向上させ、授業でICTを積極的に活用し、「確かな
学力」を育むとともに、情報活用能力（情報リテラシー）を育成すること。

- (13) 小学校におけるプログラミング教育では、体験を通して「プログラミング的思考」を育み、コンピュータ等を必要に応じて活用しながら問題を解決しようとする態度を育むこと。
- (14) 「第3次大阪府子ども読書活動推進計画」の趣旨を踏まえ、子どもへの読み聞かせや、本と出会う機会の拡充に努め、発達段階に応じた子どもの読書環境を整えること。学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）を積極的に活用し、さらなる学校図書館の機能強化をはかること。

〈2〉校種間の連携強化

- (15) 幼稚園・小学校・中学校など異なる校種間での学校園行事や幼児・児童・生徒間の交流、指導方法の工夫・改善等について教職員の連携を図ること。
- (16) 義務教育9年間の育ちを見通した教育課程の編成、並びに指導計画の立案及び実施を図ること。その際、教員相互の協働関係が構築できるように努めること。
また、これまで小・中学校個別に定められていた目標を、義務教育全体の目標として定めた学校教育法の趣旨を踏まえ、一層、小・中学校間の連携を推進すること。
- (17) 異なる校種間において、個人情報保護等の観点に留意しつつ、生徒指導や学習指導の深化・充実につながるような連携を深めること。
- (18) 児童が安心して小学校に入学し、安定した学校生活の中で、基本的な生活習慣をみにつけ、確かな学力や豊かな心・社会性をはぐくむことができるよう、保育所や幼稚園等と小学校の連携を一層促進すること。

〈3〉幼児教育の充実

- (19) 幼児期は、人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、幼児期から児童期、青年期へと続く子どもの発達を見通し、子どもの豊かな心や生きる力の基礎を培うため、基本的人権の尊重を基盤として、地域の実態や幼児の成長発達に即した教育を推進すること。
- (20) 幼稚園教育要領に基づく教育内容の充実に努め、保育所、小学校等との交流や連携に積極的に取り組むこと。
また、集団の中での人間的なふれあいによる園児の成長を促進し、3年間を見通

した教育課程の編成及び指導計画の立案・実施を図ること。

- (21) 幼稚園における遊びを中心とした総合的な指導が小学校での指導に一貫性を持ってつながるよう、交流の充実を図ること。
- (22) 幼稚園と保育所は同じ地域の就学前の幼児を教育する立場から、互いに意見・情報を交換することによって保育内容の相互理解を図るよう努めること。
- (23) 小・中学校と連携し、また、巡回相談等を活用しつつ、支援の必要な教育的ニーズを持つ幼児への支援について情報を共有化し、幼児教育段階での適切な支援を充実すること。

2 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ

〈1〉心の教育の充実

- (24) 児童・生徒の豊かな人間性をはぐくむために、「道徳科」を要とし、各教科、総合的な学習の時間、特別活動、生徒指導などとの関連を図りながら、計画的、発展的に道徳教育を実施し、充実を図ること。
また、教職員と児童・生徒及び児童・生徒相互の人間関係を深めるとともに、道徳科の授業公開や地域の人々の参画などによって、家庭や地域社会との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動などの豊かな体験を通して児童・生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮すること。
- (25) 学校が一体となって道徳教育を進めるため、道徳教育推進教師を位置付け、全教員が参画する体制を具体化すること。
また、道徳科と各教科、特別活動及び総合的な学習の時間との関連を踏まえた道徳教育の全体計画及び道徳科の年間指導計画については、校長の方針のもと、道徳教育推進教師を中心に、全教職員による共通理解のもとで作成すること。作成に当たっては、児童・生徒や地域の実態、学校の特色等を考慮し、重点事項を定め、各教科等との関連を図ること。
- (26) 道徳教育の指導に当たっては、児童・生徒が道徳的価値を自分事とし、多面的・多角的に考えたり、議論したりすることにより、自己や人間としての生き方について考えを深める学習を行うよう指導すること。その際、問題解決的な学習や体験的な学習などを通して、様々な場面において、適切な行為を主体的に選択し、実践できるような資質・能力を育てるように努めること。
- (27) 児童・生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し指導に生かす

よう努めること。また、各校においては、児童・生徒の成長を認め励ます個人内評価を行うこと。

〈2〉人権尊重の教育の推進

(28) これまでの同和教育の経験や成果を生かし、同和問題（部落差別）をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて校内組織体制を整備して人権教育を推進するとともに、生徒指導等において支援を要する幼児・児童・生徒に対して人権尊重の視点に立って、関係機関や専門家とも連携し、組織的な指導に努めること。

あわせて、すべての教職員が、人権に関する知的理解を深め、人権感覚を身に付けるための研修を組織的・計画的に進めること。

また、幼少期から生命の尊さに気付かせ、お互いを大切にできる態度や人格の育成等をめざす人権基礎教育に取り組むこと。

(29) 児童虐待の防止に当っては、教職員一人ひとりが平素から学校の教育活動や家庭訪問を通して、幼児、児童、生徒や家族への関わりを深め、早期発見に努めること。虐待を発見した場合やその疑いがある場合には、子ども家庭センターまたは忠岡町要保護児童対策地域協議会へ速やかに通告し、連携をとりながら対応すること。その際、学校として組織的に対応するとともに継続的な連携を図ること。

(30) 児童虐待を受けた、または受けたと思われる子どもが安心して学校生活を送れるよう、教職員間での情報共有を行うとともに、必要に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家や福祉機関と連携して、継続的な支援に努めること。

(31) 進学・転学の際の学校間の情報共有については、ケース会議の開催等により、伝達する内容に漏れがないよう整理した上で、対面・電話連絡・文書等による学校間での引継ぎを行うこと。その際、引き継ぐ情報については、個人情報保護に十分に配慮すること。

(32) 差別事象等の人権侵害が生じた場合には、教育委員会と速やかに連携を図り、機を逸することなく学校として組織的に対応すること。その際、差別等を受けた幼児・児童・生徒の人権を擁護することを基本とし、あわせて、関係した幼児・児童・生徒の背景や要因をはじめ事実関係を的確に把握・分析し、明らかとなった教育課題の解決には最大の努力を払うこと。

また、校長を中心とした人権侵害を許さない学校体制づくりに努め、教職員が差別事象等の人権侵害を見逃さない感覚を高めること。

(33) 学校・家庭・地域との連携を図りながら、PTA活動等においても、人権意識の

高揚に努めること。

〈3〉障がいのある子ども一人ひとりの自立の支援

(34) 障がいのある児童・生徒等一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な指導及び必要な支援が効果的に行われるよう、校内委員会の適切な運営等、各学校園等における総合的な支援体制の整備・充実をより一層図ること。「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月1日施行）」を踏まえ、合理的配慮について適切に対応すること。

(35) 各学校園では、全校的な協力体制のもと、発達障がいのある幼児・児童・生徒に対する正しい理解を深めるとともに、適切な指導及び必要な支援が効果的に行われるよう、教育活動を展開すること。

(36) 各学校では支援学級と通常の学級の交流の場を積極的に設け、児童・生徒の相互理解を推進すること。また、幼稚園・小学校・中学校との連携を進め、好ましい人間関係の育成に努めるとともに、支援学校等との交流連携も推進すること。

(37) 各学校園において、障がいのあるすべての幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や、乳幼児期から学校卒業後までを見通した一貫した支援が組織的、計画的に行われるよう、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、活用すること。

作成・活用に際しては、本人や保護者の参画のもと、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に向け、校内で共有を図るとともに、校種間のもとより医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携を図ること。

なお、作成については、支援学級に在籍する児童・生徒や通級による指導を受ける児童・生徒の全員について「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成すること。また、通級による指導を受けていない通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童・生徒の指導に当たっては、作成・活用するように努めること。

(38) 幼児・児童・生徒の発達段階の連続性を踏まえた指導・支援が適切に引き継がれるよう、日頃から校種間や関係機関における連携を深め、「個別の教育支援計画」の引継ぎが確実にされるよう努めること。

(39) 通常の学級には発達障がい等支援を必要とする児童・生徒が在籍していることを前提に、全ての教科等において困難さに対する指導の工夫の意図や手立てを明確にした指導・支援の充実を図ること。

あわせて、ユニバーサルデザインによる授業づくりや集団づくりの取組みを学校全体で積極的に進めるとともに、支援教育コーディネーターを活用し、組織的に教

育活動を展開すること。

(40) 支援教育コーディネーターをはじめ、幼稚園・小学校・中学校の支援学級担当者等を中心に各学校園が連携し、相互に研鑽を深めながら、より充実した支援教育の実施に努めること。

(41) 卒業後の進路については、高等学校や支援学校に加え、知的障がいのある生徒が高等学校で学ぶ「知的障がい生徒自立支援コース」及び「共生推進教室」や「職業学科を設置する知的障がい高等支援学校」等、幅広い進路選択が可能であることから、その内容が生徒・保護者に十分伝わるよう、できるだけ早い時期から、様々な機会を通じて、適切な説明や情報提供に努めること。

〈4〉生徒指導の充実

(42) 増加傾向にある携帯電話等でのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や無料通話アプリ等を介したネット上のトラブルや誹謗中傷の書き込み等の課題解決に対しては、児童・生徒への指導に加え、保護者への啓発活動等を行うよう指導するとともに、必要に応じて「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」と連携し対応すること。

(43) 携帯電話等への依存からの脱却を図るため、小・中学校への児童・生徒の携帯電話等の持ち込みについては原則禁止とすること。ただし、児童・生徒の登下校時における安全の観点等特別やむを得ない事情から、保護者より申請があり、校長が携帯電話等の学校への持ち込みを必要と認める場合は、教育活動に支障が出ないよう工夫すること。

さらに、家庭でのルールづくり等、保護者への啓発及び被害・加害から児童・生徒を守るための支援体制の確立を行うとともに、児童・生徒に携帯電話等の有用性・危険性を理解させるとともに、正しくネットを使い、適切な使用時間を守るなど、自ら対処できるよう指導すること。

(44) いじめは、重大な人権侵害事象として根絶すべき教育課題であり、児童・生徒が自ら尊い命を絶つ可能性もある深刻な問題である。学校においては「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 9 月 28 日施行）や「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定、平成 29 年 3 月改訂）、「忠岡町いじめ防止基本方針」（平成 31 年 1 月策定）の趣旨を踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識すること。また生徒指導體制の充実を図りその防止に努め、学校のあらゆる教育活動を通して、社会生活を営む上での倫理観や規範意識・ルールなどを確実に

身に付け、児童・生徒自らが課題を解決するための問題解決力の育成を図るため、全校的な生徒指導体制の確立に努めること。

さらに、いじめが生じた際には、「いじめは絶対許されない」との強い決意のもと対応するとともに、いじめられた児童・生徒の立場に立ち適切に対応すること。いじめを認知した際は、組織的な対応により確実な解決を図るよう努めるとともに、町教育委員会に直ちに報告すること。

(45) 問題行動や少年非行の未然防止及び早期発見、早期解決を図るため、全教職員が一致協力した生徒指導体制の確立に努めること。さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用し、教育相談機能の充実を図るとともに小・中学校間をはじめ、子ども家庭センターや警察、少年サポートセンター等の関係機関を含めたケース会議を実施するなど連携を図り、多面的、総合的に取り組むこと。

(46) すべての児童・生徒が元気に登校できるように、子どもや家庭についての理解を深め、実態に合わせた適切な支援を行うこと。そのため、各ボランティア等を含めた機動的で組織的な幼・小・中連携を積極的に進めつつ、各学校での校内支援体制を充実させること。

〈5〉進路指導・キャリア教育の充実

(47) 進路指導に当たっては、生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自らの意志と責任で進路を選択決定する能力・態度を身につけることができるよう、指導・援助すること。

(48) 高等学校等への進学指導は、合同説明会や体験入学などへ参加するように指導するとともに、高等学校等の特色などについての情報を生徒・保護者へ積極的に提供するなどして、生徒が将来を展望し、主体的に進路選択できるよう支援する観点で行うこと。

また、府内における公立高等学校入学者選抜制度の変更、府立高等学校の特色づくり、高等学校再編整備の状況、高等学校の授業料無償化に係る法律の改正、厳しい就職状況等、中学校卒業時の進路選択に係る状況が大きく変化していることから、進学や就職に関する情報の収集・提供に努め、学校における進路ガイダンス機能の充実を図ること。

(49) 児童・生徒が、目標を持ち、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的に自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけていくことができるよう、キャリア教育の充実を図ること。

- (50) 幼児期の教育から高等学校教育への連続性も視野に入れ推進するとともに、教育活動全体を通じて、キャリア教育の視点で学校教育活動を充実させること。
- (51) 児童・生徒が自信や自己有用感を持ち、自らの生き方についての夢や希望を育むこと。
- (52) 教職員が考えるキャリア教育で育みたい力を児童・生徒が理解し、自分の成長や変容を自己評価するための振り返る活動を計画的に取り入れるよう工夫すること。その際、小学校から高等学校までの学びのプロセスを振り返って蓄積することができるポートフォリオ的な教材（「キャリア・パスポート」）等を作成し、活用すること。
- (53) 職場体験の取組みを実施する際は、働くことの意義や目的の理解を深め、進んで働こうとする意欲や態度などを育成するよう指導すること。
- (54) 生徒が家庭事情や経済的理由による進学を断念することなく、自らの能力や適正等にあった進路を主体的に選択できるよう、教職員自らが奨学金制度等の理解に努め、進路指導の充実を図ること。

〈6〉 国旗・国歌の指導

- (55) 国際化の進展に伴い、日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくために、国旗及び国歌を尊重する態度を育てること。
- (56) 入学式や卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱をはじめとし、小学校学習指導要領において、国歌の指導について「いずれの学年においても歌えるよう指導すること」と定められていることを踏まえ、いずれの学年においても音楽の年間指導計画に位置付け、適切に指導すること。

3 学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校づくり

〈1〉 子どもの安全確保及び 危機管理体制の充実

- (57) 子どもの命が脅かされる事象が生起していることを踏まえ、授業中はもとより、登下校時、放課後、長期休業中の登校日等において必要な措置を講じ、学校園内外における幼児・児童・生徒の安全確保及び学校園の安全管理に努めること。

(58) 学校教育活動全体を通して安全・衛生管理に関する指導の徹底を図り、感染症・食中毒の予防及び熱中症・アナフィラキシーショック等の事故防止に努めるとともに、屋外での活動中における集中豪雨、落雷等の自然災害に十分に注意し、万一の場合の対応が適切に行えるよう体制を整えること。

加えて、教職員の連絡・配備体制について日頃から周知徹底を図るとともに、災害及び万一の事件・事故が発生した場合、教職員としての自覚のもと、的確に行動できるための学校独自の危機管理マニュアルの見直しや様々な事態を想定した実践的な訓練を行うこと。

また、万一の心肺停止に備え、すべての教職員がAEDの使用を含めた心肺蘇生法を実施できる体制を整えること。

(59) 安全管理についての点検や暴漢等の侵入者に対する連絡・配備体制を確立し、幼児・児童・生徒の安全確保に努めるとともに、学校園の防犯対策のための施設・設備の整備に努めること。

(60) 6月を「子どもの安全確保推進月間」、6月8日を「学校の安全確保・安全管理の日」として、幼児・児童・生徒の安全確保に向けた取組みを点検し、その強化を図ること。

(61) 保護者や学校支援のボランティア、地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体となった幼児・児童・生徒の安全確保のための方策を講じるよう努めること。

また、地域と連携しながら「安全マップ」を作成するなど、幼児・児童・生徒が危機回避能力を身につける取組みを進めること。

(62) 警察等と連携して「防犯教室」を開催するなど、幼児・児童・生徒の啓発に努めること。

(63) 学校給食の安全・衛生管理体制の徹底を図ること。

(64) 食物アレルギー等を有する児童・生徒等に対しては、校内において、校長、学級担任、養護教諭、栄養教諭、学校医等による指導体制を整備し、保護者や主治医ならびに消防署との連携を図りつつ、可能な限り、個々の児童・生徒等の状況に応じた対応に努めること。

〈2〉健康教育の充実と体力づくりの推進

(65) 学校の教育活動全体を通じて、健康教育、体力づくりに組織的・計画的に取り組むとともに、家庭や地域との連携を図ること。また、学校保健委員会を組織し活性化を図ること。

- (66) 子どもの体力が低水準で推移していることから、体を動かす時間を多く確保し、各学校の状況や子どもの実態に応じ、学校全体で体を動かす時間を設定するなどの工夫をすること。
- (67) 各学校において、家庭と十分連携して、調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠といった「健康3原則」の理念に基づき、児童・生徒等が自ら健康を保持増進していくことができる実践力を身に付けるための健康教育を充実すること。
- (68) 食に関する指導に当たっては、「食に関する指導の手引」等を参考に、推進する組織を明確にするなど、各学校で食に関する指導の全体計画を作成し、学校教育全体を通して実施すること。その際、学校・家庭・地域が連携した取組みを推進するとともに、全教職員が連携・協力し、望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度の育成に努めること。
- (69) 学校における体育活動中の事故防止対策等について、必要に応じて見直すとともに、適切な対応がなされるよう、学校全体で指導の徹底を図ること。
- (70) 熱中症予防については、こまめに水分や塩分を補給し、休息を取るとともに、児童・生徒への健康観察など健康管理を徹底すること。その際、「熱中症予防のための運動指針」等を参考とし、活動の中止や延期、見直し等も含め、適切に対応すること。

4 学校運営体制の確立と教職員の資質向上

〈1〉学校運営体制の確立と開かれた学校づくり

- (71) 校長は学校の将来像を描き、そのための経営方針や教育目標等を教職員に周知し共有化を図り、校内各組織の活性化に努め、授業をはじめ学校の教育活動全般にわたり現状を把握し、学校運営における組織的な取組みを推進すること。学校のめざす目標等について保護者等に積極的に発信するとともに、機動的な学校運営体制の構築については、課題に対し適切かつ迅速に対処できるよう、府の制度等を有効に活用すること。
- (72) 校長がリーダーシップを発揮し、地域連携や情報公開、情報管理、危機管理等の新たな課題に対応して、担当者を校務分掌に位置付けるなど、校内組織体制の見直しを図ること。また、教職員が児童・生徒に対する指導の時間をより一層確保する観点から、機能的な学校運営に努めること。

- (73) 学校で作成される様々な文書や個人情報について、個人情報保護法の趣旨を踏まえ、電子情報も含めた公文書の適切な情報管理及び個人情報の保護のために組織的に取り組むこと。また、個人情報の適切な取り扱い、管理・保管についての研修を深め、個人情報の保護の重要性について教職員一人ひとりの意識の向上を図ること。
- (74) 学校教育自己診断と学校協議会等を関連させて学校運営の改善に積極的に活用するとともに、学校教育自己診断の結果や学校協議会等の協議内容等について、学校便り等により積極的に情報発信すること。
- (75) 地域の特色を生かし、学校・家庭・地域が協働の関係をめざしながら、すこやかネット等地域社会をあげて子どもの健全育成に向けた取り組みを円滑に、より効果的に推進すること。

〈2〉教職員の資質向上及びサービスの徹底

- (76) 教職員は教育に携わる公務員としての責務を自覚し、地域の信頼に応えられるよう、児童・生徒に敬愛される豊かな人間性を培うとともに、社会の変化に対応するための知識・技能や国際社会で必要とされる資質能力等の向上を図ること。
- (77) 校長は、教職員が日々の研究と修養のため、相互に資質を高めあう職場環境づくりに努めるとともに、国や府における新たな動きや学習指導要領の趣旨、各学校における課題等を踏まえ、校内研修の充実を図ること。その際、明確な研修目標の設定及び研修の計画的な実施に特に留意すること。
- (78) 初任者をはじめとする教職経験年数の少ない教員の育成に当たっては、組織的・継続的な育成ができる校内体制づくりに努めること。
その際、学習指導や生徒指導等の指導面のみならず、公教育に携わる者としての資質向上を図ること。また、初任者をはじめとする教職経験年数の少ない教員の課題に応じ、きめ細やかな教育相談の実施のための指導助言等、適切な個別支援を行うこと。
さらに、今後の社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員の組織的・継続的な育成を図る。
- (79) 教員免許更新制について、教職員に理解促進を図り、免許状更新講習の受講漏れが無く、必要な手続きが期日までに確実に行われるよう適切な情報提供及び指示を行うこと。
- (80) 教職員は、常に人権意識を持って生徒指導に当たること。特に、いじめは重大な人権侵害事象であることを踏まえ、被害の子どもの立場に立った適切な指導を行う

こと。また、教職員間及び幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントについては、重大な人権侵害であるとの認識のもと、その未然防止のための学校体制を確立すること。

万一、セクシュアル・ハラスメントが生じた場合には、被害者の人権・プライバシーを尊重するとともに、二次被害の発生防止に努めること。また、校長は教育委員会と速やかに連携を図り、事象の解決と、被害者の心のケアに努めること。

- (81) 体罰は法的に禁じられているばかりでなく、児童・生徒の人権を著しく侵害する行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないことである。「体罰防止マニュアル（改訂版）」、等を活用しながら研修を行うとともに、児童・生徒の人権に配慮した生徒指導を確立すること。
- (82) 「指導が不適切である」と思われる教員の指導力向上のために、教員評価支援チームや府教育センターの相談・支援機能を積極的に活用すること。

〈3〉働き方改革

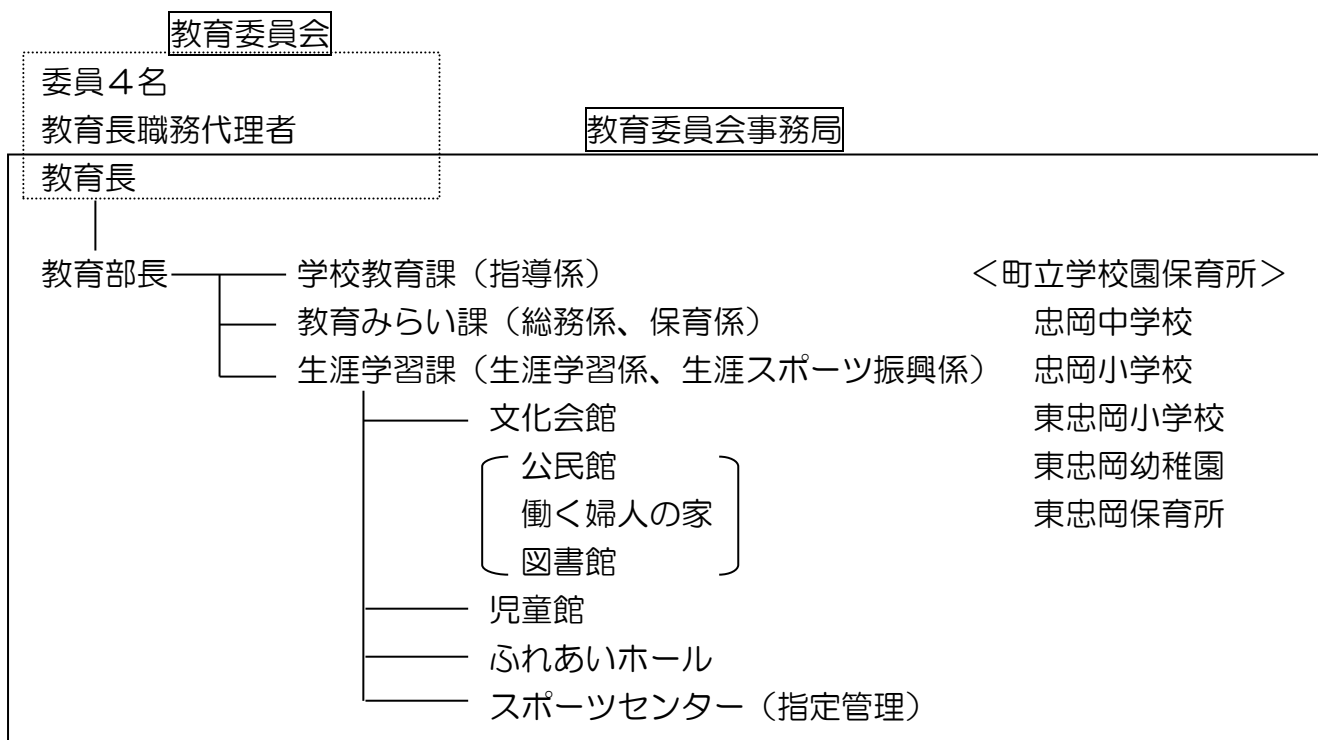
- (83) 長時間勤務の縮減に向けて、定時退庁に努めるとともに遅くとも午後7時までに全員退庁するものとする「全校一斉退庁日」の少なくとも週1回の設定、及びノークラブデー（部活動休養日）の明確化に取り組むこと。
- (84) 各校の特色や状況に応じた長時間勤務の縮減に向けた取組みの促進について適切に対応すること。
- (85) ストレスチェック制度を個人情報の管理及び保護に留意しつつ、適切に実施すること。また、実施に当たっては、本制度の趣旨である「メンタルヘルス不調の一次予防の強化」について職員に周知徹底するとともに、受検勧奨に努めること。

〈4〉部活動の在り方

- (86) 「忠岡町立学校における部活動の在り方に関する方針」等に則り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むよう指導すること。

教育委員会の組織と事務局

(令和3年4月1日現在)



教育委員会事務局事務分掌

教育みらい課

総務係

- ①学級編制に関すること。
- ②生徒及び児童の就学に関すること。
- ③教科用図書との給与事務に関すること。
- ④生徒、児童及び教職員の保健並びに独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。
- ⑤学校給食に関すること。
- ⑥教育統計及び調査に関すること。
- ⑦忠岡町教育委員会（以下「委員会」という。）の会議及び委員に関すること。
- ⑧委員会の規則の制定及び改廃に関すること。
- ⑨委員会に対する請願及び陳情に関すること。
- ⑩儀式及び表彰に関すること。
- ⑪公告式及び教育の広報に関すること。
- ⑫職員（府費負担職員を除く。以下同じ。）の人事及び給与に関すること。
- ⑬公印の保管に関すること。
- ⑭学校教育機関の設置、廃止及び施設管理並びに整備に関すること。
- ⑮教材教具その他の設備整備に関すること。
- ⑯学校その他の教育機関の用に供する財産の管理に関すること。

- ⑰他の所管に属さないこと。

保育係

- ①保育の実施に関する事。
- ②町立保育所の管理運営及び保育指導に関する事。
- ③民間保育所の運営指導及び保育指導に関する事。
- ④民間こども園の運営指導及び教育・保育指導に関する事。
- ⑤町立幼稚園の管理運営に関する事。
- ⑥町立幼稚園児の就園に関する事。
- ⑦就園奨励事業に関する事。
- ⑧園児の独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。
- ⑨地域の子育て支援に関する事。
- ⑩子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子どものための教育・保育給付に係る支給認定並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に関する事。
- ⑪子育て支援施策の調査、企画及び立案並びに子ども・子育て会議に関する事。
- ⑫町立幼稚園及び町立保育所の使用料の徴収及び収納に関する事。
- ⑬民間こども園及び民間保育所の使用料の徴収及び収納に関する事。
- ⑭その他就学前教育・保育に関する事。

学校教育課

指導係

- ①教職員の人事及び服務に関する事。
- ②教科用図書及び教材の採択及び取扱いの指導に関する事。
- ③学校教育及び幼稚園教育の指導及び助言に関する事。
- ④学校教育計画（教育課程、組織及び編成）の指導に関する事。
- ⑤学校教育における研究会、研修会等に関する事。
- ⑥特別支援教育に関する事。
- ⑦学校行事に関する事。
- ⑧教職員の指導及び研修に関する事。
- ⑨生徒指導に関する事。
- ⑩人権尊重の教育の推進に関する事。
- ⑪キャリア教育・進路指導に関する事。
- ⑫学校における健康教育及び安全教育に関する事。
- ⑬学校保健・食育に関する事。
- ⑭学校体育に関する事。
- ⑮学校支援本部事業に関する事。
- ⑯教育相談に関する事。
- ⑰学校教育についての専門事項に関する事。

- ⑱その他学校教育指導に関する事。

生涯学習課

生涯学習係

- ①生涯学習基本計画に基づく事業の推進及び総合調整に関する事。
- ②社会教育団体の指導、助言及び連絡調整に関する事。
- ③青少年指導員に関する事。
- ④文化財保護及び文化、芸能に関する事。
- ⑤社会教育資料の刊行及び配布に関する事。
- ⑥町史資料の保管に関する事。
- ⑦社会同和教育に関する事。
- ⑧人権啓発に関する事。
- ⑨生涯学習事業に関する事。
- ⑩教育コミュニティーづくり推進事業に関する事。
- ⑪青少年の育成に関する事。
- ⑫放課後児童クラブに関する事
- ⑬放課後子ども教室に関する事
- ⑭各施設の管理運営に関する事。
- ⑮その他生涯学習に関する事。

生涯スポーツ振興係

- ①生涯スポーツ振興基本計画に基づく施策の企画及び推進に関する事。
- ②生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興に関する事。
- ③社会体育関係団体に関する事。
- ④スポーツ推進委員に関する事。
- ⑤学校開放に関する事。
- ⑥各種体育施設の管理運営に関する事。
- ⑦その他スポーツ振興に関する事。

忠岡町教育委員会事務の管理及び執行の状況に関する 点検及び評価のための教育委員会評価委員設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第2項の規定により、同条第1項の点検及び評価を行うにあたって教育に関し学識を有する者の知見の活用を図るとともに、事務事業の管理及び執行の状況についての透明性の確保と住民への説明責任を果たすため、忠岡町教育委員会教育事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価のための教育委員会評価委員（以下「委員」という。）を設置する。

(職務)

第2条 委員は、忠岡町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ、前条の点検及び評価を行うにあたり、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員は2人とする。

2 委員は、教育に対し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱した年度内とする。

4 委員は再任することができる。

(庶務)

第4条 委員の設置に付随する庶務は、教育みらい課において行う。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、教育委員会がこれを別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

忠岡町教育委員会事務事業点検・評価実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条の規定に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民への説明責任を果たしていくことを目的に、忠岡町教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価(以下「点検及び評価」という。)を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することについて、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の対象)

第2条 点検及び評価の対象は、忠岡町総合計画実施計画に掲げる教育委員会の事務事業とし、教育委員会が定めるものとする。

(点検及び評価の方法)

第3条 点検及び評価の方法は、次の方法により行うものとする。

- (1) 必要性、有効性及び効率性の観点から点検・評価を行うものとし、別表第1に定める評価基準表により、自己評価をするものとする。
- (2) 前号の自己評価を踏まえ、別表第2に定める総合評価表から今後の取組みの方向性として妥当であると思われるものを選択し、その理由、今後の方向性ととも示すものとする。

2 教育委員会は、点検及び評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する者から評価の方法や結果について、意見を聴取するものとする。

(議会への報告及び公表)

第4条 点検及び評価の結果については、速やかに報告書を作成し、議会に報告するものとする。

2 公表は、議会報告後に行うものとする。

(委任)

第5条 この要領に規定するもののほか、点検及び評価の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1

評価基準	評価の視点	評 価
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・町が関与する妥当性はあるか。 ・町民ニーズはあるか。 ・時代の変化に適応しているか。 	左記の内容について、5段階で自己評価を行う。
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標どおりの成果がでているか。 ・他に類似事業はないか。 ・単位当たりコストは妥当か。 	
効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・コスト削減の余地はないか。 ・負担割合は適正か。 ・最小の経費で最大の効果を挙げているか。 ・同種の事務事業を実施している自治体や民間企業と比べて手法は効率的か。 	

別表第2

総合評価	理 由
S：拡 充	十分な事業水準にあり、かつ将来への必要度も高く、今後も拡充が必要
A：継 続	一定の事業水準にあり、今後も更なる効率化を図りつつも、現在の事業水準を維持
B：要検討	事業の必要性はあるが、その手法・執行体制等の課題を整理し検討が必要
C：要改善	課題が明確であり、今後、改善に取り組む必要がある
D：廃 止	事業を廃止（または休止）する